

令和 2 年 4 月 8 日

美作市議会議長 様

会派名 日本共産党
経理責任者氏名 倉地重夫

令和元年度政務活動費収支報告書について

美作市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年美作市条例第18号)第7条第1項の規定により、別紙のとおり、令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和元年度政務活動費収支報告書

会派名 日本共産党

1 収入

政務活動費 360,000 円

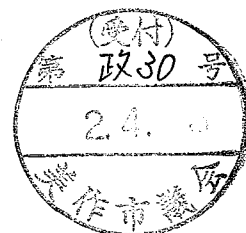
2 支出

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費	61,493	ガソリン代 1/2
資料作成費	127,526	かがやき製作費
資料購入費	97,076	新聞雑誌代
広報費		
広聴費		
人件費	120,000	かがやき ^{編集} 製作費
事務所費	6,540	フロアインジ料金
その他経費		
合計	412,935	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記入のこと。

3 残金

0 円



(様式第2号)

政務活動記録 (ガソリン代)

会派 (日本共産党)

活動議員氏名	倉地重夫	
月毎の支払集計額 (円)		
4月	2, [redacted]	6,160
5月	13,157	
6月	12,847	
7月	3,422	
8月	13,778	
9月	14,159	
10月	10,371	
11月	7,562	
12月	15,140	
1月	15, [redacted]	8,813
2月	13,418	
3月	4,659	
合計	120, [redacted]	122,986
該当経費 (①×按分率1/2、ただし年額上限120,000円)		61,493 [redacted]

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)



株式会社マテイクスRS
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2020/02/28(金) 17:05 伝票No.0812
取引通番 4098

クレジットカード IC 90114
514-13792-9508-0009
XXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 5568 P10 ¥4831
レギュラー ガソリン 33.55L
数量 単価 9144
次回給油2円割引クーポン
(単価2円引適用済)
(内消費税) ¥1805

合計 ¥4,831
(内消費税 ¥439)
承認No.0000275299
支払方法一括
外付ご利用額 ¥4,831
有効期限 XX年XX月 2 企業カード C001
端末識別番号 7736410101718
ARCOU ATC001C 01 MasterCard
A0000000041010



株式会社マテイクスRS
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2020/02/07(金) 15:26 伝票No.1174
取引通番 1736

クレジットカード IC 90114
514-13792-9508-0009
XXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 3475 P10 ¥5183
レギュラー ガソリン 35.99L
数量 単価 9144
次回給油2円割引クーポン
(単価2円引適用済)
(内消費税) ¥1936

合計 ¥5,183
(内消費税 ¥471)
承認No.0000684764
支払方法一括
外付ご利用額 ¥5,183
有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
端末識別番号 7736410101718
ARCOU ATC001B 01 MasterCard

ENEOS

納品書(領収書)

2020年02月29日 15:40

売上
UFJカード 取付 様
トカ XXXXXXXXXX1015
提携カード 実車番 6680
車両番号 P-01
0026-00
レギュラー 23.00L *
148円 ¥3,404
(内ガソリン税53.80円 ¥1,237)
合計 ¥3,404
(消費税10%対象 ¥309)
内消費税等
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0675543

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細は www.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-8157 SS-800019
レシートNo 0999-01 〒-R068831-3833
加盟店番号 008
2020/02/29

株式会社 マテイクス
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/05/05(日) 12:22 伝票No.2230
取引通番 0257

クレジットカード IC 90114
514-13792-9508-0009
XXXXXXXXXX7505
提携カード

012000 2664 P07 ¥4333
レギュラー ガソリン 30.73L
数量 単価 9144
次回給油3円割引クーポン
(単価3円引適用済)
(内消費税) ¥1653

合計 ¥4,333
(内消費税 ¥321)
承認No.0000244590
支払方法一括
外付ご利用額 ¥4,333
有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
2:00000000-0:00000000
03
係員: スタッフ
処理日付: 2019/05/05 2664-2664
100取引

はじめまして。統合記念キャンペーン
はじめての来店です。


**総額1億円
相当分プレゼント**

2019年4月1日(日)~5月31日(日)まで
有効期間
毎月1,000名(抽選)



アンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!

2019年4月1日(日)~5月31日(日)まで
有効期間
毎月1,000名(抽選)



Amazonギフト券の応募は、スマートフォン
またはPCからのみとなります。

ENEOS

納品書(領収書)

2019年06月13日 17:39

売上
 礼状外 カード 払い 様
 トーク XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード
 車両番号 実車番 603
 0026-00
 レギュラー P-01
 12.80L *
 147円 ¥1,881
 (内ガソリン税53.80円 ¥689)
 合計 ¥1,881
 (内消費税等(8.00%) ¥139)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0244715
 カード番号: 9121910003543576

本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 レシートNo 5360-01 デ-5No0642-0644
 外通番17-29907
 007

2019/06/13



株式会社 マティクス
 セルフ湯郷
 岡山県美作市
 湯郷106-2
 TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/06/14(金) 12:35 伝票No.7441
取引通番 2984

クレジットカード様
 514-13792-9508-0009 90114
 XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード

012000 2203
 レギュラー ガソリン P10 ¥2604
 数量 18.08L
 単価 144
 次回給油3円割引クーポン
 (単価 3円引 適用済)
 (内ガソリン税) 853.8 ¥973)

合計 ¥2,604

(内税分消費税 ¥193)
 承認No.0000244723
 支払方法 一括
 クレジットご利用額 ¥2,604
 有効期限 XX年XX月 2 企業Tカード 0001
 2:0000000-0:0000000

係員:スタッフ 04
 処理日付:2019/06/14 2203-2203
 100取引
 はじめまして。統合記念キャンペーン



株式会社 マティクス
 セルフ湯郷
 岡山県美作市
 湯郷106-2
 TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/06/22(土) 11:22 伝票No.2621
取引通番 0481

クレジットカード様
 514-13792-9508-0009 90114
 XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード

012000 6038
 レギュラー ガソリン P10 ¥4908
 数量 34.56L
 単価 142
 次回給油3円割引クーポン
 (単価 3円引 適用済)
 (内ガソリン税) 853.8 ¥1859)

合計 ¥4,908

(内税分消費税 ¥364)
 承認No.0000244756
 支払方法 一括
 クレジットご利用額 ¥4,908
 有効期限 XX年XX月 2 企業Tカード 0001
 2:0000000-0:0000000

係員:スタッフ 04
 処理日付:2019/06/22 6038-6038
 100取引
 はじめまして。統合記念キャンペーン

総額1億円

6A7
16

ENEOS

納品書(領収書)

2019年06月25日 17:57

売上
 礼状外 カード 払い 様
 トーク XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード
 車両番号 実車番 6680
 0026-00
 レギュラー P-01
 23.4L *
 147円 ¥3,454
 (内ガソリン税53.80円 ¥1,264)
 合計 ¥3,454
 (内消費税等(8.00%) ¥256)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0244764
 カード番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 レシートNo 6807-01 デ-5No3639-3641
 外通番17-30195
 001

2019/06/25

ENEOS

納品書(領収書)

2019年07月29日 14:04

売上
 UJカード カイノ 様
 トク XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード
 車両番号 実車番 6680
 0026-00
 レギュラー P-01
 23.60L *
 145円 ¥3,422
 (内ガソリン税53.80円 ¥1,270)
 合計 ¥3,422
 (内消費税等(8.00%) ¥253)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0244848
 Tカード番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 レシートNo 2916-01 デ-No2075-2077
 共通番号17-30979
 007



株式会社 マティクス
 セルフ湯郷
 岡山県美作市
 湯郷106-2
 TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/08/05(月) 11:39 伝票No.0933
 取引通番 4822

クレジットカード様
 514-13792-9508-0009 90114
 XXXXXXXXXXXX1015
 提携カード

012000 7964
 レギュラー ガソリン P04 ¥4904
 数量 35.03L
 単価 @140
 次回給油3円割引クーポン
 (単価 3円引 適用済)
 (内消費税 ¥53.8 ¥1885)

合計 ¥4,904
 (内税分消費税 ¥363)

承認No.0000495948
 支払方法 一括
 カードご利用額 ¥4,904
 有効期限 XX年XX月2企業Tカード 0001
 係員: スタッフ 02
 処理日付: 2019/08/05 7964-7964
 100取引

ENEOS

納品書(領収書)

2019年08月10日 11:00

売上
 UJカード カイノ 様
 トク XXXXXXXXXXXX1015
 提携カード
 車両番号 実車番 1855
 0026-00
 レギュラー P-03
 38.00L *
 145円 ¥5,510
 (内ガソリン税53.80円 ¥2,044)
 合計 ¥5,510
 (内消費税等(8.00%) ¥408)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0563720
 Tカード番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 レシートNo 4529-01 デ-No5401-5403
 共通番号17-31275
 006

ENEOS

納品書(領収書)

2019年08月29日 11:01

売上
 UJカード カイノ 様
 トク XXXXXXXXXXXX1015
 提携カード
 車両番号 実車番 6680
 0026-00
 レギュラー P-03
 23.20L *
 145円 ¥3,364
 (内ガソリン税53.80円 ¥1,248)
 合計 ¥3,364
 (内消費税等(8.00%) ¥249)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0837567
 Tカード番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 レシートNo 6874-01 デ-No0332-0334
 共通番号17-31799
 007

7月分
 242
 8月分
 137

(様式第10号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

送派 (日本郵便)



株式会社マテイクスRS
セラルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票
2020/01/20(月) 08:57 伝票No.2587
取引通番 0414

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 3157
レギュラー ガソリン P07 ¥4909
税額 34.33L
単価 @143
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内消費税) @63.8 ¥1847

合計 ¥4,909
(内消費税 ¥446)

承認No.0000475214
支払方法一括
クレジット利用額 ¥4,909
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
2:00000000-0:00000000
係属:スタッフ
処理日付:2020/01/20 3157-3157
100取引



Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
Amazonギフト券の残額は、スマートフォン
またはPCからのみご利用いただけます。

http://tellshell.shell.com/jpr

ENEOS

納品書(領収書)

2020年01月23日 17:13

売上
UFJカード 加代 様
トク XXXXXXXXXXXXXXX1015
提携カード 実車番
車両番号
0117-00 *P-09
灯油 40.00L ¥3,800
*(P-09) ¥200
合計 ¥3,600
(消費税10%対象 ¥3,600
内消費税等 ¥327)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0752952
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576

012000 3157
レギュラー ガソリン P07 ¥4909
税額 34.33L
単価 @143
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内消費税) @63.8 ¥1847

合計 ¥4,909
(内消費税 ¥446)

承認No.0000475214
支払方法一括
クレジット利用額 ¥4,909
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
2:00000000-0:00000000
係属:スタッフ
処理日付:2020/01/20 3157-3157
100取引

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
Amazonギフト券の残額は、スマートフォン
またはPCからのみご利用いただけます。

http://tellshell.shell.com/jpr

ENEOS

納品書(領収書)

2020年01月22日 16:37

売上
UFJカード 加代 様
トク XXXXXXXXXXXXXXX1015
提携カード 実車番 6680
車両番号
0026-00 P-01
レギュラー 23.00L ¥3,404
*(P-01) ¥1,237
合計 ¥3,404
(消費税10%対象 ¥3,404
内消費税等 ¥308)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0523487
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576

012000 3157
レギュラー ガソリン P07 ¥4909
税額 34.33L
単価 @143
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内消費税) @63.8 ¥1847

合計 ¥4,909
(内消費税 ¥446)

承認No.0000475214
支払方法一括
クレジット利用額 ¥4,909
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
2:00000000-0:00000000
係属:スタッフ
処理日付:2020/01/20 3157-3157
100取引

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
Amazonギフト券の残額は、スマートフォン
またはPCからのみご利用いただけます。

http://tellshell.shell.com/jpr

ENEOS

納品書(領収書)

2019年09月02日 15:20

営業時間のお知らせ ☆★
平日 7:30~19:00
日曜・祝日 8:00~18:30
売上
UFJカード 加代 様
トク XXXXXXXXXXXXXXX1015
提携カード 実車番 6680
車両番号
2000-00 P-05
レギュラー ガソリン 34.00L ¥4,896
*(P-05) ¥363
合計 ¥4,896
(内消費税等(8.00%) ¥363)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0251787
現金で決済し、領収書にかき添付頂きます。
消費税率表示のない場合は消費税を請求書にて
請求いたします。
消費税率には、地方消費税が含まれています。
美作養油株式会社 吉野B.P.給油所
岡山県 美作市五名1286-6
TEL:0868-76-0217 SS-033355
レシートNo 6858-01 デー-No4906-4908
外通番17-09413 2019/09/02

012000 3157
レギュラー ガソリン P07 ¥4909
税額 34.33L
単価 @143
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内消費税) @63.8 ¥1847

合計 ¥4,909
(内消費税 ¥446)

承認No.0000475214
支払方法一括
クレジット利用額 ¥4,909
有効期限 XX年XX月 2 企業コード 0001
2:00000000-0:00000000
係属:スタッフ
処理日付:2020/01/20 3157-3157
100取引

Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
Amazonギフト券の残額は、スマートフォン
またはPCからのみご利用いただけます。

http://tellshell.shell.com/jpr

対象外

566



株式会社 マティクス
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/09/15(日) 10:35 伝票No.6605
取引通番 3036

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000	8048		
レギュラー	ガソリン	P10	¥4220
数量		30.58L	
単価		@138	
次回給油3円割引クーポン			
(単価3円引 適用済)			
(内ガソリン税)	@53.8		¥1645

合計 ¥4,220
(内税分消費税 ¥313)

承認No.0000621791
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥4,220
有効期限 XX年XX月 2 企業「ト」 0001
2:0000000-0:0000000
係員:スタッフ 04
処理日付:2019/09/15 8048-8048
100取引



株式会社 マティクス
セルフ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/09/26(木) 11:50 伝票No.2047
取引通番 1363

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000	3086		
レギュラー	ガソリン	P10	¥5043
数量		36.02L	
単価		@140	
次回給油3円割引クーポン			
(単価3円引 適用済)			
(内ガソリン税)	@53.8		¥1938

合計 ¥5,043
(内税分消費税 ¥374)

承認No.0000709348
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,043
有効期限 XX年XX月 2 企業「ト」 0001
2:0000000-0:0000000
係員:スタッフ 04
処理日付:2019/09/26 3086-3086
100取引

ENEOS

納品書(領収書)

2019年10月09日 16:37

売上
UFJカード カイワ 様
ト-カ XXXXXXXXXXXX1015
提携カード
車両番号 実車番 6680
0026-00
レギュラー P-01
23.80L *
147円 ¥3,498
(内ガソリン税53.80円 ¥1,280)
合計 ¥3,498
(消費税10%対象 ¥3,498
内消費税等 ¥318)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0261163
「ト」番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、「ト」カードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
「ト」No 4204-01 「テ」No1289-1291
「カ」通番17-32844
003 2019/10/10

9月分
9.62

ENEOS

納品書(領収書)

2019年10月13日 11:33

売上
UFJカード カイワ 様
ト-カ XXXXXXXXXXXX1015
提携カード 実車番 603
車両番号 0026-00 P-01 *
レギュラー 13.00L 147円 ¥1,911
(内ガソリン税53.80円 ¥699)
合計 ¥1,911
(消費税10%対象 ¥1,911
内消費税等 ¥174)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0735735
「ト」番号: XXXXXXXXXXXX3576

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、「ト」カードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
「ト」No 4668-01 「テ」No2199-2201
「カ」通番17-32919
001 2019/10/13

5994

ENEOS



納品書(領収書)

2019年04月10日 16:16

売上
 カード 様
 トーク XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード
 車両番号 実車番 6680
 0026-00
 レギュラー P-01
 22.40L *
 143円 ¥3,203
 (内ガソリン税53.80円 ¥1,205)
 合計 ¥3,203
 (内消費税等(8.00%) ¥237)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0244525
 カード番号: 9121910003543576



本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 シートNo 5451-01 ティーNo3855-3857
 共通番号17-28321
 003 [Redacted] 2019/04/11

株式会社 マティクス
 セルフ湯郷
 岡山県美作市
 湯郷106-2
 TEL:0866-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/04/11(木) 12:51 伝票No.1413
 取引通番 1784

クレジットカード様
 514-13792-9508-0009 90114
 XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード

012000	9661	
レギュラー	ガソリン	P07 ¥2957
数量	21.43L	
単価	0138	
次回給油3円割引クーポン		
(単価 3円引 適用済)		
(内ガソリン税	053.8	¥1153)

合計 ¥2,957
 (内税分消費税 ¥219)
 承認No.0000244533

支払方法 一括
 クレジット利用額 ¥2,957
 有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
 2:0000000-0:0000000
 係員: スタッフ 03
 処理日付: 2019/04/11 9661-9661
 100取引

はじめまして。統合記念キャンペーン

ENEOS

納品書(領収書)

2019年05月13日 15:49

売上
 カード 様
 トーク XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード
 車両番号 実車番 6680
 0026-00
 レギュラー P-01
 25.00L *
 149円 ¥3,725
 (内ガソリン税53.80円 ¥1,345)
 合計 ¥3,725
 (内消費税等(8.00%) ¥276)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法: 一括払い
 承認番号: 0244632
 カード番号: 9121910003543576



本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Tカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
 さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
 岡山県 美作市福本638-3
 TEL:0868-74-3157 SS-800019
 シートNo 1622-01 ティーNo2817-2819
 共通番号17-29195
 006 [Redacted] 2019/05/14



株式会社 マティクス
 セルフ湯郷
 岡山県美作市
 湯郷106-2
 TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/05/28(火) 13:36 伝票No.1952
 取引通番 2705

クレジットカード様
 514-13792-9508-0009 90114
 XXXXXXXXXXXX7505
 提携カード

012000	4097	
レギュラー	ガソリン	P10 ¥5099
数量	34.69L	
単価	0147	
次回給油3円割引クーポン		
(単価 3円引 適用済)		
(内ガソリン税	053.8	¥1866)

合計 ¥5,099
 (内税分消費税 ¥378)
 承認No.0000244533

支払方法 一括
 クレジット利用額 ¥5,099
 有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
 2:0000000-0:0000000
 係員: スタッフ 04
 処理日付: 2019/05/28 4097-4097
 100取引

はじめまして。統合記念キャンペーン

総額1億円



4分
5分
2分

領収書 貼付用紙 (日本共産党)



株式会社マティクスRS
セルブ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/10/31(木) 14:05 伝票No.5263
取引通番 2047

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 9348
レギュラー ガソリ P10 ¥4962
数量 35.19L
単価 0141
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内か)リ)税 053.8 ¥1893

合計 ¥4,962
(内税分消費税 ¥451)

承認No.0000222599
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥4,962
有効期限 XX年XX月 2 企業トド 0001
2:0000000-0:0000000
係員:スタッフ 04
処理日付:2019/10/31 9348-9348
100取引

統合記念キャンペーン

厳選アイテムが
6,500名様に当たる!!



納品書(領収書)

2019年11月13日 14:41

売上
UFJカード 加付 様
トク XXXXXXXXXXXX1015
提携カード
車両番号 実車番 6680
0026-00

レギュラー P-01
24.50L *
146円 ¥3,577
(内ガソリン税53.80円 ¥1,318)
合計 ¥3,577
(消費税10%対象 ¥3,577
内消費税等 ¥325)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0716260
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576



本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
シートNo 0834-01 テレ-5No0612-0614
外通番17-33707
007 2019/11/14



納品書(領収書)

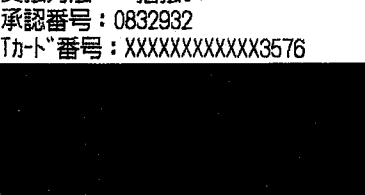
2019年11月20日 10:21

売上
UFJカード 加付 様
トク XXXXXXXXXXXX1015
提携カード
車両番号 実車番 1855
0026-00

レギュラー P-01
27.30L *
146円 ¥3,985
(内ガソリン税53.80円 ¥1,469)

0117-00
灯油 *P-09
36.00L *
95円 ¥3,420
(単価値引 5円 -¥180)
値引後単価 90円 ¥3,240
合計 ¥7,225
(消費税10%対象 ¥7,225
内消費税等 ¥657)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0832932
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576



本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
シートNo 1759-01 テレ-5No2423-2427
外通番17-33874
003 2019/11/20

対象
3240



株式会社マティクスRS
セルブ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/12/04(水) 16:40 伝票No.1153
取引通番 3545

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 6952
レギュラー ガソリ P10 ¥5147
数量 36.50L
単価 0141
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内か)リ)税 053.8 ¥1964

合計 ¥5,147
(内税分消費税 ¥468)
承認No.0000147640
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥5,147
有効期限 XX年XX月 2 企業トド 0001
2:0000000-0:0000000
係員:スタッフ 04
処理日付:2019/12/04 6952-6952
100取引

ENEOS

納品書(領収書)

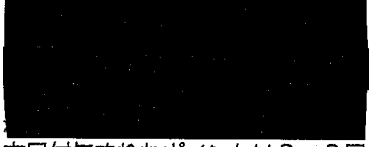
2019年12月14日 14:42

売上

UFJカード カイノ様
ト-ケ XXXXXXXXXXXX1015
提携カード
車両番号 実車番 6680
0026-00
レギュラー P-01
24.60L *

146円 ¥3,591
(内ガソリン税53.80円 ¥1,323)
合計 ¥3,591
(消費税10%対象 ¥3,591
内消費税等 ¥326)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0241215
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576



本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsi-te.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
サイトNo 5369-01 デ-5No9869-9871
汎通番17-34545
004 2019/12/14

554



株式会社マティクスRS
セルブ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2019/12/26(木) 08:59 伝票No.1371
取引通番 1502

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 9463
レギュラー ガソリン P01 ¥4922
数量 34.42L
単価 @143
次回給油3円割引クーポン
(単価 3円引 適用済)
(内ガソリン税 @53.8 ¥1852)

合計 ¥4,922
(内税分消費税 ¥447)

承認No.0000746749
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥4,922
有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
2:00000000-0:00000000

係員:スタッフ 01
処理日付:2019/12/26 9463-9463
100取引

統合記念キャンペーン

ENEOS

納品書(領収書)

2019年12月28日 11:11

売上

UFJカード カイノ様
ト-ケ XXXXXXXXXXXX1015
提携カード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
10.00L *

148円 ¥1,480
(内ガソリン税53.80円 ¥538)

6100-00
タイヤ処分
1.00L(個) *

~~330円~~ ¥330

合計 ¥1,810
(消費税10%対象 ¥1,810
内消費税等 ¥165)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0658689
カード番号: XXXXXXXXXXXX3576



本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsi-te.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
サイトNo 7556-17 デ-5No4346-4350
汎通番17-34917
007 2019/12/28



株式会社マティクスRS
セルブ湯郷
岡山県美作市
湯郷106-2
TEL:0868-72-1165 SS:90114-13792

クレジットカード売上票

2020/03/21(土) 16:37 伝票No.0557
取引通番 1544

クレジットカード様
514-13792-9508-0009 90114
XXXXXXXXXXXX1015
提携カード

012000 7827
レギュラー ガソリン P10 ¥4659
数量 34.77L
単価 @134
次回給油2円割引クーポン
(単価 2円引 適用済)
(内ガソリン税 @53.8 ¥1871)

合計 ¥4,659
(内税分消費税 ¥424)

承認No.0000512631
支払方法 一括
クレジットご利用額 ¥4,659
有効期限 XX年XX月 2 企業カード 0001
端末識別番号 7736410101718
ARC00 AIC0022 01 MasterCard
A0000000041010
2:00000000-0:00000000
係員:スタッフ 04
処理日付:2020/03/21 7827-7828
100取引



Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
Amazonギフト券の取崩は、マイページから
毎月1,000円まで

(様式第3号)

政務活動記録 (資料作成費)

会派 (日本共産党)

支払年月日	内容、按分率等	金額 (円)
平成31年4月1日～令和2年3月31日	デュプロ印刷機リース代3分の1	21,600
平成31年4月1日～令和2年3月31日	デュプロ印刷機 インク代	39,240
平成31年4月1日～令和2年3月31日	ホワイトコピー用紙	48,590
平成31年4月1日～令和2年3月31日	プリンターインク代等	18,096
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
合計		127,526

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

※作成した資料等 市政活動報告 (かがやき)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証

2019年 4月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪府中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

領 収 証

2019年 5月 7日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪府中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証

2019年 7月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納付につき芝務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領 収 証

2019年 6月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納付につき芝務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証

2019年 8月 5日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納
付につき芝
務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領 収 証

2019年 9月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納
付につき芝
務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証

2019年 10月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

TEL 06-7711-9556

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領 収 証

2019年 11月 5日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

TEL 06-7711-9556

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

口座振替用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領収証

2020年 1月 6日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納付につき芝務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領収証

2019年 12月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式

東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納付につき芝務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証

2020年 2月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式
東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納
付につき芝
務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

領 収 証

2020年 3月 3日

倉地 重夫 様

下記金額を正に領収しました。

領収金額 5,400 円

顧客番号	DM3673
契約番号	50024285500100
商品名	印刷機
取扱店 (コード)	有限会社ニチエイ事務機販売サービス (026422)

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式
東京都港区芝浦一丁目2番3号

経理事務センター

〒 540-0001

大阪市中央区城見1丁目

3-7

TEL 06-7711-9556

印紙税申告納
付につき芝
務署承認済

※金額の訂正又は社印及び日付のないものは無効です。

お客様コードNo 0076

請 求 書

No 30023

7012605

1年 5月 15日

岡山県美作市奥1061

〒708-0006 岡山県津山市
 有限会社ニチエイ事務機
 代表取締役 竹島
 TEL (0868) 23-4527 : FAX (0868) 23-4370
 山陰合同銀行 津山支店 当座 217254

倉地 重夫 様

TEL06868-74-1850

担当:

下記の通りご請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
デュプロインク DU04L	6	個	3,000	18,000	
			消費税等 8.0%	1,440	課税対象額 18,000
合 計				¥19,440	

お客様コードNo 0076

請 求 書

No 31922

7012605

1年 10月 16日

岡山県美作市奥1061

〒708-0006 岡山県
 有限会社ニチエイ
 代表取締役
 TEL (0868) 23-4527 : FAX (0868) 24-4370
 山陰合同銀行 津山支店 当座 217254

倉地 重夫 様

TEL06868-74-1850

担当:

下記の通りご請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
デュプロインク DU04L	6	個	3,000	18,000	
			消費税等10.0%	1,800	課税対象額 18,000
合 計				¥19,800	

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領収証

No. 0551

日本共産党 倉地康夫 様

1 年 5 月 24 日

金額									
			¥	1	9	4	4	0	-

内 消費税等 但 上記に領収いたしました

現金			
小切手			

岡山県津山市小田中
有限会社二千工イ事務所
代表取締役 竹島

HISAGO #778

領収証

No. 0998

日本共産党 倉地康夫 様

1 年 10 月 29 日

金額									
			¥	1	9	8	0	0	-

内 消費税等 但 上記に領収いたしました

現金			
小切手			

岡山県津山市小田中
有限会社二千工イ事務所
代表取締役 竹島

HISAGO #778

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

<p>EDUN エディオン</p> <p>領収書兼お買上明細</p> <p>※エディオンカード会員さま※ 購入商品の長期保証が確認できます 【エディオンメンバーズサイト】で パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ この機会にご登録下さい!</p> <p>発行日 2019年06月07日(金) 13:53 店: 01116 美作店 電話 0868-72-3111 担当者: [REDACTED] No. 01116-002-387077 取引種別: 持帰 POS: 002</p> <p>プリンタ消耗品 エプソン ICBK69L 1 ¥1,814 4988617143586 1 ¥1,814 合計金額 (内消費税 ¥134) ¥1,814</p> <p>ポイント領収額 ¥14 現金領収額 ¥1,800 お預り ¥2,000 お釣り ¥200</p>	<p>EDUN エディオン</p> <p>領収書兼お買上明細</p> <p>※エディオンカード会員さま※ 購入商品の長期保証が確認できます 【エディオンメンバーズサイト】で パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ この機会にご登録下さい!</p> <p>発行日 2019年12月20日(金) 13:16 店: 01116 美作店 電話 0868-72-3111 担当者: [REDACTED] No. 01116-001-437900 取引種別: 持帰 POS: 001</p> <p>プリンタ消耗品 エプソン ICBK69L 2 ¥3,700 4988617143586 2 ¥3,700 合計金額 (10%対象消費税 ¥336) ¥3,700</p> <p>現金領収額 ¥3,700 お預り ¥5,000 お釣り ¥1,300</p>	<p>EDUN エディオン</p> <p>領収書兼お買上明細</p> <p>※エディオンカード会員さま※ 購入商品の長期保証が確認できます 【エディオンメンバーズサイト】で パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ この機会にご登録下さい!</p> <p>発行日 2019年10月10日(木) 10:40 店: 01116 美作店 電話 0868-72-3111 担当者: [REDACTED] No. 01116-002-487315 取引種別: 持帰 POS: 002</p> <p>プリンタ消耗品 エプソン KUI-60L-M 1 ¥4,980 4988617312593 1 ¥4,980 プリンタ消耗品 エプソン KUI-BK-L 1 ¥1,390 4988617268852 1 ¥1,390 合計金額 (10%対象消費税 ¥579) ¥6,370</p> <p>ポイント領収額 ¥4,977 カード領収額 ¥1,393 現金領収額 ¥0</p> <p>支払方法 クレジットカード ¥1,393 エディオンカード・オリコ(通常) 一括</p>	<p>EDUN エディオン</p> <p>領収書兼お買上明細</p> <p>※エディオンカード会員さま※ 購入商品の長期保証が確認できます 【エディオンメンバーズサイト】で パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ この機会にご登録下さい!</p> <p>発行日 2020年01月23日(木) 16:50 店: 01116 美作店 電話 0868-72-3111 担当者: [REDACTED] No. 01116-002-570078 取引種別: 持帰 POS: 002</p> <p>プリンタ消耗品 エプソン ICBK69L 1 ¥1,850 4988617143586 1 ¥1,850 パソコンサブライム 協和ハーモネット LC-G-1MP 1 ¥410 4930393988929 1 ¥410 合計金額 (10%対象消費税 ¥205) ¥2,260</p> <p>現金領収額 ¥2,260 お預り ¥3,000 お釣り ¥740</p>
---	---	--	---

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

EDUN
エディオン

領収書兼お買上明細

【ポイント還元率について】
会員のお客様へ、通常ポイント分は
本レシートに記載。+特別ポイント
分は、後日6月初旬頃に付与予定と
なります。

発行日 2019年04月21日(日) 15:14
店: 01116 美作店
電話 0868-72-3111
担当者: [REDACTED]
No. 01116-001-310054 POS: 001
取引種別: 持帰

プリンタ消耗品		
エプソン		
ICBK69L	1	¥1,814
4988617143586		
プリンタ消耗品		
エプソン		
ICY69	1	¥1,069
4988617143562		
合計金額		¥2,883
(内消費税		¥213)

現金領収額 ¥2,883
お預り ¥3,000
お釣り ¥117

EDUN
エディオン

領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※
購入商品の長期保証が確認できます
【エディオンメンバーズサイト】で
パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ
この機会にご登録下さい!

発行日 2019年05月09日(木) 14:37
店: 01116 美作店
電話 0868-72-3111
担当者: [REDACTED]
No. 01116-002-312111 POS: 002
取引種別: 持帰

電磁調理器		
パナソニック		
KZ-PH33-K	1	¥10,584
4549077209894		
プリンタ消耗品		
エプソン		
IC689	1	¥1,069
4988617143548		
合計金額		¥11,653
(内消費税		¥663)

現金領収額 ¥11,653
お預り ¥12,000
お釣り ¥347

0868-72-3111

(様式第10号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)



領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
美作店 08687-2-8011
営業時間 朝8:00から夜8:00まで
ナンバメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

2019年 9月11日(水)08:35 #023001
1062

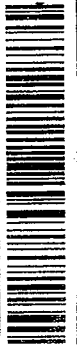
15 ホワイトコピー用紙単品 B
4 500枚 P. #2,490内
P4948741094031
(5個 x @498)
15 ホワイトコピー用紙ケース
B 4 500枚 X 5 PM001 #7,470内
P4948741095038

(3個 x @2,490)
M001) 2箱まとめ値引き -450
(平均単価 1回 -150)
(2点 1回 -300)

小計 ¥9,510
(値下対象 ¥9,510)
小計割引 -476
(内税額 ¥669)
買上点数 8点

合計 ¥9,034
お預り ¥10,034
お釣り ¥1,000

プロモーションレシート使用
190796 : ガラリ抽選



領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
美作店 08687-2-8011
営業時間 朝8:00から夜8:00まで
ナンバメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

2019年11月16日(土)15:13 #023001
7398

15 ニューホワイトコピー用
紙ケース B 4 500枚 ¥9,960
P4948466393556
(4個 x @2,490)

小計 ¥9,960
(内税対象額 ¥9,960)
(内税 10% ¥905)
買上点数 4点

合計 ¥9,960
お預り ¥10,000
(内消費税等 ¥905)
お釣り ¥40

内8は軽減税率対象商品です。



領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
美作店 08687-2-8011
営業時間 朝8:00から夜7:30まで
ナンバメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

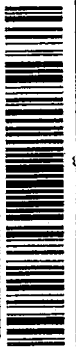
2020年 1月 8日(水)13:09 #023002
4523

15 コピー用紙A4 A 4 5
00 ¥516
P4545244270872
(2個 x @258)

小計 ¥516
(内税対象額 ¥516)
(内税 10% ¥46)
買上点数 2点

合計 ¥516
お買物券 ¥500
(内消費税等 ¥46)
お預り ¥16
お釣り ¥0

内8は軽減税率対象商品です。



領収証 **

本社 岡山県津山市材木町1328-25
美作店 08687-2-8011
営業時間 朝8:00から夜7:30まで
ナンバメール会員募集中!!
お得なクーポン・情報配信中!!
詳しくはポスター・HPにて

2020年 1月22日(水)08:38 #023001
2234

15 ニューホワイトコピー用
紙ケース B 4 500枚 ¥4,980
P4948466393556
(2個 x @2,490)

15 ニューホワイトコピー用
紙単品 B 4 500枚 ¥4,482
P4948466393554
(9個 x @498)

小計 ¥9,462
(内税対象額 ¥9,462)
(内税 10% ¥860)
買上点数 11点

合計 ¥9,462
お預り ¥10,000
(内消費税等 ¥860)
お釣り ¥538

内8は軽減税率対象商品です。



領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派(日本共産党)



** 領収証 **
 本社 岡山県津山市材木町1328-25
 美作店 08687-2-8011
 営業時間 朝8:00から夜8:00まで
 ナンパメール会員募集中!!
 お得なクーポン・情報配信中!!
 詳しくはボスター・HPにて

2019年 7月 3日(水)11:32 #023001
 2391

15 ホワイイトコピー用紙ケース
 B 4 500枚 X 5冊 M001 ¥9,960内
 P4948741085038
 (4個 x @2,490)
 M001) 2箱まとめ値引き
 (平均単価 2回 -600
 (2点 1回 -300)
 小計 ¥9,360
 (内税額 8% ¥693)
 買上点数 4点
 合計 ¥9,360
 お預り ¥10,000
 お釣り ¥640



** 領収証 **
 本社 岡山県津山市材木町1328-25
 美作店 08687-2-8011
 営業時間 朝8:00から夜7:30まで
 ナンパメール会員募集中!!
 お得なクーポン・情報配信中!!
 詳しくはボスター・HPにて

2020年 3月 17日(火)10:50 #023001
 2652

** 領収証発行番号 ** 5307
 ** 領収証詳細 ** ¥9,960
 登録番号

内10 15 ニューホワイイトコピー用
 紙ケース B 4 500枚 ¥7,470
 P4948466333556
 (3個 x @2,490)
 内10 15 ニューホワイイトコピー用
 紙単品 B 4 500枚 ¥2,490
 P4948466333594
 (5個 x @498)
 小計 ¥9,960
 (内税額 ¥9,960)
 (内税 10% ¥905)
 買上点数 8点
 合計 ¥9,960
 お預り ¥10,000
 お釣り ¥905
 (内消費税等 ¥40)

内8は軽減税率対象商品です。



** 領収証 **
 本社 岡山県津山市材木町1328-25
 美作店 08687-2-8011
 営業時間 朝8:00から夜8:00まで
 ピンクシート3000円毎に1回抽選
 が 1回抽選会は8月13日から15日
 開催時間 9時~18時まで
 (最終日のみ20時まで)

2019年 8月 14日(水)13:56 #023002
 8348

08 和座敷手エフ CD2230 ¥2,980内
 P4900945006357
 15 万円袋 御布施 ノーZ2.1 ¥110内
 8 P4902850045261
 15 ニューホワイイトコピー用紙単
 品 A 4 500枚 ¥298内
 P4948466333587
 小計 ¥3,388
 (内税額 8% ¥250)
 買上点数 3点
 合計 ¥3,388
 お預り ¥5,000
 お釣り ¥1,612

2980
110

(様式第4号)

政務活動記録 (資料購入費)

(日本共産党)

購入年月日	書籍等名称	金額 (円)
平成 31年 4月 1日～	平和新聞	4800
平成 31年 4月 1日～	日刊「しんぶん赤旗」	41964
平成 31年 4月 1日～	「しんぶんあかはた」日曜版	11160
平成 31年 4月 1日～	岡山民報	2400
平成 31年 4月 1日～	議会と自治体	10560
平成 31年 4月 1日～	救援新聞	5112
平成 31年 4月 1日～	日本教育新聞	10800
平成 31年 4月 1日～	山陽新聞	—
令和 1年 10月 30日	雑誌 学校のあたり前をやめた	1980
平成 31年 4月 1日～	新聞 農民	8,600
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
合計		92,876

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付) 又は様式第11号

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

倉地 重夫 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	20,982
「しんぶん赤旗」日曜版	1	5,580
岡山民報	1	1,200
『議会と自治体』	1	4,680

32,442 円

**** 年 ** 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

美作東備地区委員会
〒708-0013
津山市二宮129
TEL 0868-28-7

領収日 9/20

上記領収金額は、
2019年 4月分から2019年 9月分です。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

倉地 重夫 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	20,982
「しんぶん赤旗」日曜版	1	5,580
岡山民報	1	1,200
『議会と自治体』	1	5,880

33,642 円

**** 年 ** 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

美作東備地区委員会
〒708-0013
津山市二宮129
TEL 0868-28-7

領収日 3/20

上記領収金額は、
2019年10月分から2020年 3月分です。

金銭受け払い書 (領収・納入)

倉地重夫 様

摘要	金額
新聞費代金	6600
2019/4~2020/3分	2,000
550円×17	9600
毎週半刊16回分	
合計	9600

上記金額を (領収・納入) いたしました。
※ 領収・納入のいづれかを○で囲んで下さい

2020 年 3 月 20 日

岡山県農民運動連合会 支部

受け取り人・取扱者氏名

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 書

No.

倉地重夫 様 2019 年 8 月 20 日
2020 年 3 月 20 日
金 75,112 円也

会費 新聞代 300 x 12 = 3,600
募金 200 x 12 = 2,400
救済新聞 その他 1,512

上記の通り領収致しました。 708-0886 津山市昭和町1-9-6 さくら館会

日本国民救援会美作支部

No. 056564

領 収 証

倉地 重夫 様

金額 ¥10,800-

但し購読料 2019 9 月 ~ 2019 12 月 として
2019 年 9 月 8 日 (クレジットカード決済)

上記の金額正に領収致しました

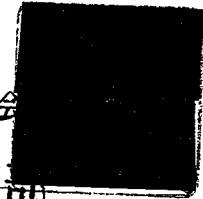
印 収
紙 入

株式会社 日本新聞社

東京都港区白 10
〒108-8638 電話 025

扱
者
印

※上記発行先・金額の訂正は無効です。



(様式第10号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 書		No. _____	
金 4,800 円 倉地重夫 様			
(内訳)			
	金額	領収月	小 計
会 費			円
平和新聞	400	11月 4~3月	4,800 円
平和運動			円
合 計			4,800 円
領収日 2020年3月9日 美作 平和委員会			

請 求 書 2 年 3 月 20 日 No. _____

〒701-2605 岡山県美作市奥680-1
英田新聞販売所
TEL・FAX 0868-74-3753

倉地重夫 様
下記のとおり御請求申し上げます

月 日	品 名	数 量	単 価	金額 (税抜・税込)	税率 %	消費税額等	摘要
	1 小陽新聞						
	2 2019年2020年3月	11	3493	38423			
	3 2020年3月	1	3400	3400			
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	合 計						37423

領 収 証

No. _____

倉地重夫 様

2019年 3月 20日

★ ¥ 37,423

但 2019. 4月 ~ 2020. 3月

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

〒701-2605 岡山県美作市奥680-1

英田新聞販売所

TEL・FAX 0868-74-3753

展次(日本共産党)

ご利用明細書

いつもau WALLET クレジットカードをご利用いただきありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。
お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までお願いいたします。

発行日 1年11月25日

au WALLET クレジットカード

お支払日	1年12月10日	当月ご利用金額	43,619円
当月お支払合計額	43,619円	事前お支払額	0円
		残高	43,619円

口座名義 倉地 重夫

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)	手数料(円)	限度超過額(円)	当月お支払後残高(円)
通常払い				43,619				

ご利用明細

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額(円)	現地通貨額	通貨名称	換算レート
***	通常払いご利用明細 ***				
10/11/030	ヤフーショッピング ブックファンプレミアム	1,980			
***	通常払いご利用合計	43,619			

b

商品明細書



55

1922328

宅配

ご利用者様

注文No. 0000872120936

1/1

管理 No.	商品名	数量	商品コード	備考
1	学校の「当たり前」をやめた。-生徒も教師	1	978-4-7887-1594-3	

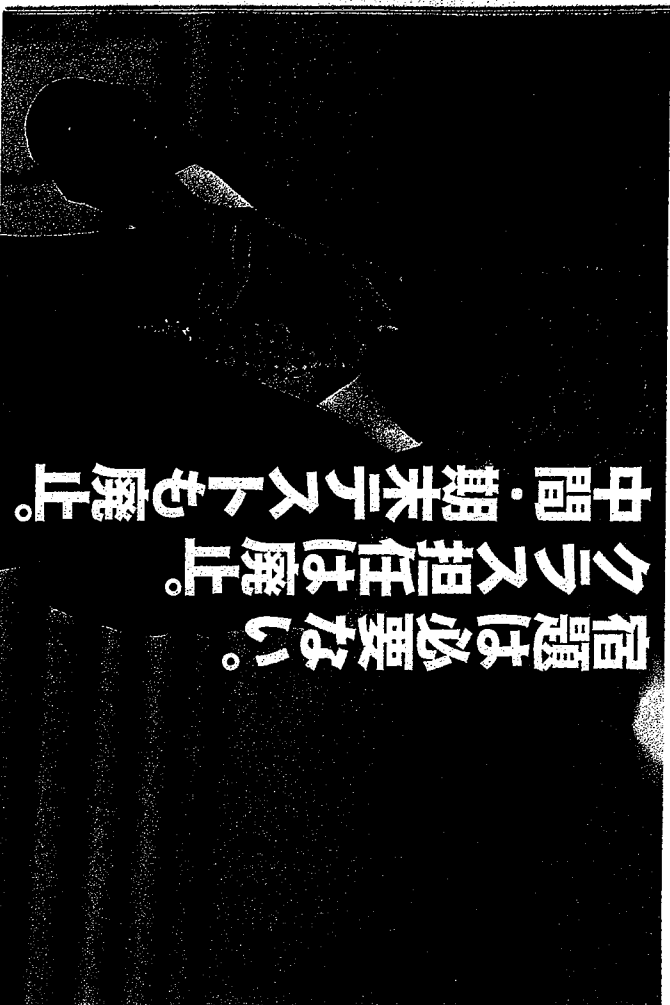
お買い上げ頂き誠にありがとうございます。

1/1

学校の「当たり前」をやめた。

生徒も教師も変わる！
公立名門中学校長の改革

千代田区立麹町中学校長
工藤 勇一



宿題は必要ない。
クラス担任は廃止。
中間・期末テストも廃止。

学校の「当たり前」をやめた。

生徒も教師も変わる！公立名門中学校長の改革

工藤 勇一

時事通信社



9784788715943



1920037018009

ISBN978-4-7887-1594-3

C0037 ¥1800E

時事通信社

定価：本体1,800円+税

会派(日本共産党)

(1) 2020年3月23日

農民

食と農をまもる共同を

発行所 農民運動全国連合会(農民連)
〒173-0025 東京都板橋区熊野町47-11
社医研センター 2階
☎03-5966-2224 FAX03-5966-2226
<http://www.nouminren.ne.jp/>
E-mail: shinbun@nouminren.ne.jp
毎月隔日発行 定価月550円 1部140円(送料別)
会員の購読料は会費に含まれています

救 援 新 聞

(1958年6月10日)
第三種郵便物認可

第1947号

3月15日

第1947号

2020年

毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1カ月300円(郵送料1部42円)

発行 日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島

2-4-4 平和会館センター内

電話 03(5842)5842

FAX 03(5842)5840

<http://www.kyuenkai.org>

eメール info@kyuenkai.org

発行 日本平和委員会

〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館

電話 03(3451)6377 FAX03(3451)6277

振替 00100-4-83731

E-Mail (編集部) heishin@j-peace.org

<http://j-peace.org>

2020年3月25日(水曜日)

2226号 (毎月5、15、25日発行)



1950年12月16日第三種郵便物認可

1部140円 月額400円(郵送料月額126円)

平和新聞

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (日本共産党)

領 収 証 製作市議会日本共産党議員団倉地 様 No.

★ 金 60,000 円也

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

但 2019 年 4 月 ~ 2019 年 9 月 分 の 労 務 費 と し て

収入印紙

2019 年 10 月 31 日 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

コクヨ ウケ-98

領 収 証 倉地 重夫 様 No.

★ ￥ 60,000. —

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

但 2019 年 10 月 から 2020 年 3 月 分 の 労 務 費 と し て

収入印紙

2020 年 3 月 31 日 上 記 正 に 領 収 い た し ま し た

コクヨ ウケ-98

雇用契約書

氏名 XXXXXXXXXX 殿

所在地 岡山県 美作市 奥 1062

名称 日本共産党美作市議団

代表者 倉地 重夫

雇用条件は次の通りとします。

雇用期間期間	定めなし 平成30年4月1日雇入れ
雇用形態	嘱託
就業の場所	岡山県美作市朽木 301-1
従事する業務の内容	資料整理、広報紙作成、広聴実務、市議団秘書業務、その他
始業・終業の時刻および休憩時間	裁量労働制による労働者の自主裁量にゆだねる
所定外労働の有無	裁量労働制による労働者の自主裁量にゆだねる
休日労働の有無	裁量労働制による労働者の自主裁量にゆだねる
休日	労働者の自主裁量にゆだねる
賃金	年給 120,000 円
諸手当	無
賃金支払日	毎年10月31日・3月31日
支払方法	現金
賃金支払時の控除	無
昇給	無
賞与	無
退職金	無
退職に関する事項	日本共産党美作市議団解消時・労働者の自主裁量による
社会保険加入等	
社会保険加入	無
雇用保険の適用	無

備考 上記について承諾しました。

2019年4月1日

嘱託受託者

住所

氏名

XXXXXXXXXX

政務活動業務勤務実績表・領収書

【平成 31年 4月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	月	2	2	資料収集・原稿編集
2	火	3	3	印刷・配布
3	水	1	1	配付
4	木			
5	金			
6	土			
7	日	2	2	資料収集
8	月	2	2	資料収集・原稿編集
9	火	3	3	印刷・配布
10	水	1	1	配付
11	木			
12	金			
13	土			
14	日	2	2	資料収集
15	月	2	2	資料収集・原稿編集
16	火	3	3	印刷・配布
17	水	1	1	配付
18	木			
19	金			
20	土			
21	日	2	2	資料収集
22	月	2	2	資料収集・原稿編集
23	火	3	3	印刷・配布
24	水	1	1	配付
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
合計	(A)	30	(B)	30

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 元年 5月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間(時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日	2	2	資料収集
6	月	2	2	資料収集・原稿編集
7	火	3	3	印刷・配布
8	水	1	1	配付
9	木			
10	金			
11	土			
12	日	2	2	資料収集
13	月	2	2	資料収集・原稿編集
14	火	3	3	印刷・配布
15	水	1	1	配付
16	木			
17	金			
18	土			
19	日	2	2	資料収集
20	月	2	2	資料収集・原稿編集
21	火	3	3	印刷・配布
22	水	1	1	配付
23	木			
24	金			
25	土			
26	日	2	2	資料収集
27	月	2	2	資料収集・原稿編集
28	火	3	3	印刷・配布
29	水	1	1	配付
30	木			
31	金			
合計		(A) 32	(B) 32	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地 重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【2019年 6月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	2	2	資料収集
4	火	2	2	資料収集・原稿編集
5	水	3	3	印刷・配布
6	木	1	1	配付
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	2	2	資料収集
11	火	2	2	資料収集・原稿編集
12	水	3	3	印刷・配布
13	木	1	1	配付
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	2	2	資料収集
18	火	2	2	資料収集・原稿編集
19	水	3	3	印刷・配布
20	木	1	1	配付
21	金			
22	土			
23	日			
24	月	2	2	資料収集
25	火	2	2	資料収集・原稿編集
26	水	3	3	印刷・配布
27	木	1	1	配付
28	金			
29	土			
30	日			
合計	(A)	32	(B)	32

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

2019 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【2019年 7月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	月	2	2	資料収集
2	火	2	2	資料収集・原稿編集
3	水	3	3	印刷・配布
4	木	1	1	配付
5	金			
6	土			
7	日			
8	月	2	2	資料収集
9	火	2	2	資料収集・原稿編集
10	水	3	3	印刷・配布
11	木	1	1	配付
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	2	2	資料収集
16	火	2	2	資料収集・原稿編集
17	水	3	3	印刷・配布
18	木	1	1	配付
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	2	2	資料収集
23	火	2	2	資料収集・原稿編集
24	水	3	3	印刷・配布
25	木	1	1	配付
26	金			
27	土			
28	日			
29	月	2	2	資料収集
30	火	2	2	資料収集・原稿編集
31	水	3	3	印刷・配布
合計	(A)	39	(B)	39

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

2019 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 元年 8月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	木			
2	金			
3	土			
4	日	2	2	資料収集
5	月	2	2	資料収集・原稿編集
6	火	3	3	印刷・配布
7	水	1	1	配付
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	土			
18	日	2	2	資料収集
19	月	2	2	資料収集・原稿編集
20	火	3	3	印刷・配布
21	水	1	1	配付
22	木			
23	金			
24	土			
25	日	2	2	資料収集
26	月	2	2	資料収集・原稿編集
27	火	3	3	印刷・配布
28	水	1	1	配付
29	木			
30	金			
31	土			
合計		(A) 24	(B) 24	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 元年 9月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	日	2	2	資料収集
2	月	2	2	資料収集・原稿編集
3	火	3	3	印刷・配布
4	水	1	1	配付
5	木			
6	金			
7	土			
8	日	2	2	資料収集
9	月	2	2	資料収集・原稿編集
10	火	3	3	印刷・配布
11	水	1	1	配付
12	木			
13	金			
14	土			
15	日	2	2	資料収集
16	月	2	2	資料収集・原稿編集
17	火	3	3	印刷・配布
18	水	1	1	配付
19	木			
20	金			
21	土			
22	日	2	2	資料収集
23	月	2	2	資料収集・原稿編集
24	火	3	3	印刷・配布
25	水	1	1	配付
26	木			
27	金			
28	土			
29	日	2	2	資料収集
30	月	2	2	資料収集・原稿編集
合計		(A) 36	(B) 36	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 元年 10月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間(時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	火	3	3	印刷・配布
2	水	1	1	配付
3	木			
4	金			
5	土			
6	日	2	2	資料収集
7	月	2	2	資料収集・原稿編集
8	火	3	3	印刷・配布
9	水	1	1	配付
10	木			
11	金			
12	土			
13	日	2	2	資料収集
14	月	2	2	資料収集・原稿編集
15	火	3	3	印刷・配布
16	水	1	1	配付
17	木			
18	金			
19	土			
20	日	2	2	資料収集
21	月	2	2	資料収集・原稿編集
22	火	3	3	印刷・配布
23	水	1	1	配付
24	木			
25	金			
26	土			
27	日	2	2	資料収集
28	月	2	2	資料収集・原稿編集
29	火	3	3	印刷・配布
30	水	1	1	配付
31	木			
合計		(A) 36	(B) 36	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 元年 11月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間(時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	金			
2	土			
3	日	2	2	資料収集
4	月	2	2	資料収集・原稿編集
5	火	3	3	印刷・配布
6	水	1	1	配付
7	木			
8	金			
9	土			
10	日	2	2	資料収集
11	月	2	2	資料収集・原稿編集
12	火	3	3	印刷・配布
13	水	1	1	配付
14	木			
15	金			
16	土			
17	日	2	2	資料収集
18	月	2	2	資料収集・原稿編集
19	火	3	3	印刷・配布
20	水	1	1	配付
21	木			
22	金			
23	土			
24	日	2	2	資料収集
25	月	2	2	資料収集・原稿編集
26	火	3	3	印刷・配布
27	水	1	1	配付
28	木			
29	金			
30	土			
合計		(A) 32	(B) 32	
上記の通り勤務したことを証明します。				
会派代表者名 倉地重夫				
総支給額(C) 左記の金額領収いたしました。				
金 円 平成 年 月 日				
被雇用者氏名				
【政務活動非該当経費】 (①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)				
① (B) [時間] × [単価 円] = 円				
② (C) × (B) / (A) 円				

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和元年 12月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	日	2	2	資料収集
2	月	2	2	資料収集・原稿編集
3	火	3	3	印刷・配布
4	水	1	1	配付
5	木			
6	金			
7	土			
8	日	2	2	資料収集
9	月	2	2	資料収集・原稿編集
10	火	3	3	印刷・配布
11	水	1	1	配付
12	木			
13	金			
14	土			
15	日	2	2	資料収集
16	月	2	2	資料収集・原稿編集
17	火	3	3	印刷・配布
18	水	1	1	配付
19	木			
20	金			
21	土			
22	日	2	2	資料収集
23	月	2	2	資料収集・原稿編集
24	火	3	3	印刷・配布
25	水	1	1	配付
26	木			
27	金			
28	土			
29	日			
30	月			
31	火			
合計		(A) 32	(B) 32	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地 重夫

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 2年 1月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日	2	2	資料収集
6	月	2	2	資料収集・原稿編集
7	火	3	3	印刷・配布
8	水	1	1	配付
9	木			
10	金			
11	土			
12	日	2	2	資料収集
13	月	2	2	資料収集・原稿編集
14	火	3	3	印刷・配布
15	水	1	1	配付
16	木			
17	金			
18	土			
19	日	2	2	資料収集
20	月	2	2	資料収集・原稿編集
21	火	3	3	印刷・配布
22	水	1	1	配付
23	木			
24	金			
25	土			
26	日	2	2	資料収集
27	月	2	2	資料収集・原稿編集
28	火	3	3	印刷・配布
29	水	1	1	配付
30	木			
31	金			
合計		(A) 32	(B) 32	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 2年 2月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	土			
2	日	2	2	資料収集
3	月	2	2	資料収集・原稿編集
4	火	3	3	印刷・配布
5	水	1	1	配付
6	木			
7	金			
8	土			
9	日	2	2	資料収集
10	月	2	2	資料収集・原稿編集
11	火	3	3	印刷・配布
12	水	1	1	配付
13	木			
14	金			
15	土			
16	日	2	2	資料収集
17	月	2	2	資料収集・原稿編集
18	火	3	3	印刷・配布
19	水	1	1	配付
20	木			
21	金			
22	土			
23	日	2	2	資料収集
24	月	2	2	資料収集・原稿編集
25	火	3	3	印刷・配布
26	水	1	1	配付
27	木			
28	金			
29	土			
合計		(A) 32	(B) 32	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

政務活動業務勤務実績表・領収書

【令和 2年 3月分】

会派(日本共産党)

日	曜日	勤務時間 (時間)	うち政務活動業務時間	政務活動業務内容
1	日	2	2	資料収集
2	月	2	2	資料収集・原稿編集
3	火	3	3	印刷・配布
4	水	1	1	配付
5	木			
6	金			
7	土			
8	日	2	2	資料収集
9	月	2	2	資料収集・原稿編集
10	火	3	3	印刷・配布
11	水	1	1	配付
12	木			
13	金			
14	土			
15	日	2	2	資料収集
16	月	2	2	資料収集・原稿編集
17	火	3	3	印刷・配布
18	水	1	1	配付
19	木			
20	金			
21	土			
22	日	2	2	資料収集
23	月	2	2	資料収集・原稿編集
24	火	3	3	印刷・配布
25	水	1	1	配付
26	木			
27	金			
28	土			
29	日	2	2	資料収集
30	月	2	2	資料収集・原稿編集
31	火	3	3	印刷・配布
合計		(A) 39	(B) 39	

上記の通り勤務したことを証明します。

会派代表者名 倉地重夫 印

総支給額(C)

左記の金額領収いたしました。

金 円

平成 年 月 日

被雇用者氏名

【政務活動非該当経費】

(①又は②の算式を用いて政務活動費を算出する)

① (B) [時間] × [単価 円] = 円

② (C) × (B) / (A) 円

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新日	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年	支払 月	支払 日	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
＜倉地 重夫 様 ご利用分＞											
4/1	エヌデイエス チキチキ	*	1,080	0	0	1	5	1	1	1,080	0
※日：あとリボお申し込み分 *：新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債										小計	0

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

(手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(利息)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
			①			
				②		

支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
1/5/27		0
		12
		16
		20
		24

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
・このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 ・リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 ・当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 ・支払停止の抗弁について 翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。	・新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 ・海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ・ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 ・「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 ・「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。	・「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただくご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ◇「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 ◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始年 月	支払回数 目	お支払回数	当月ご請求額	翌月繰越残高
1/5/1	<倉地 重夫 様 ご利用分> エヌディエス チキチキ	1080	0	0	1	61	1	1	1080
※R: あとリボお申し込み分 ※: 新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債									小計 A

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

(手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

前月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(手数料)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

①	②
---	---

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
1/6/27		0
12		20
16		24

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
・このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 ・リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 ・当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 ・支払停止の抗弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。	・新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 ・海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ・ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 ・「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 ・「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせん手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。	・「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ・「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただくご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ・「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ・「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 ・「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合に表示されます。 ・*ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。



ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	期日	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始年	支払開始月	お支払回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
	<倉地 重夫 様 ご利用分>										
1/6/1	エヌダイエス チキチキ	*	1,080	0	0	1	7	1	1	1,080	

※R:あとリボお申し込み分

*:新規ご利用分

1:アド2:リボ3:残債

小計 A

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

(手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

前月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元)	当月ご請求額(円)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

3 支払予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
1/7/29		0

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
12		20
16		24

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
<ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の抗弁について、翌一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただきご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。



ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新規	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年月	お支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
8/1	エヌデイエス チキチキ	*	1080	0	0	1/9/1	1	1	1080	0

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

こんなシーンで、エディオンカードの暗証番号が必要です。

- ショッピングご利用時
- 国内・海外での現金通貨お引出し時
- JR券売機ご利用時

暗証番号通知サービス: 0120-911-004 (フリーダイヤル) / 03-5877-5555 (東京)

※暗証番号通知書をお送りいたします。暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※R:あとリボお申し込み分 *:新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債

小計 A: [] B: [] C: [] 0

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

1) 繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(手数料)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
1/9/27	[]	0
12	[]	20
16	[]	24

<p>ご利用代金明細書の発行について</p> <p>このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。</p> <p>リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。</p> <p>当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。</p> <p>支払停止の抗弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。</p>	<p>ご利用明細の見方</p> <p>新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。</p> <p>海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。</p> <p>ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。</p> <p>「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。</p> <p>「ショッピングご利用分」の読み替え)分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。</p>	<p>リボルビング払いのご請求明細の見方</p> <p>「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。</p> <p>◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただくご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。</p> <p>◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。</p> <p>◇「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。</p> <p>◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合に表示されます。</p> <p>*ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。</p>
---	--	--

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	前日	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年月	お支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
9/1	<倉地 重夫 様 ご利用分> エヌデイエス チキチキ	*	1,080	0	0	11/01	1	1	1,080	0

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

ショッピング
ご利用時

国内・海外での
現金通貨お引出時

JR券売機
ご利用時

暗証番号通知サービス: 0120-911-004 / 03-5877-5555

サービス番号: 78 | 暗証番号通知サービス: 02 | カード番号: 18桁 | 生年月日: (西暦) | 電話番号

※電話の機種により、ご利用いただけない場合があります。 ※お客さまとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※日: あとリボお申し込み分 * : 新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債

小計 A [] 0

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元)	当月ご請求額(円)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
11/028	[]	0						
			12		20			
			16		24			

<p>ご利用代金明細書の発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の拒弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<p>ご利用明細の見方</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせん手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<p>リボルビング払いのご請求明細の見方</p> <ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただいたご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合に表示されます。 「ショッピングの場合」「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。
--	--	--

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新旧	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年月	お支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
L10	1 <倉地 重夫 様 ご利用分> エヌデイエス チキチキ	*	1100	0	0	1121	1	1	1100	
L11	1 エヌデイエス チキチキ	*	1100	0	0	1121	1	1	1100	

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

こんなシーンで、エディオンカードの暗証番号が必要です。

- ショッピングご利用時
- 国内・海外での現金通貨お引出時
- JR券売機ご利用時

暗証番号通知サービス: 0120-811-004 / 03-5677-5555

サービス番号: 78 | 暗証番号通知サービス: 02 | カード番号: 16桁 | 生年月日 (西暦) | 電話番号 | 暗証番号通知書を登録住所へ送付

*電話番号の欄により、ご利用いただけない場合があります。 *お客さまとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

*R:あとリボお申し込み分

*:新規ご利用分

1:アド2:リボ3:残債

小計 A [] 0

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

(手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(残債)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B 0	
0	0	0	0	0	C 0	

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
11/2/27	[]	0						
			12		20			
			16		24			

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
<ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の抗弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」「および」「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただくご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ◇「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 ◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新借	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年月	支払 回数	お支払 回数	当月ご請求額	翌月繰越残高
12/1	<倉地 重夫 様 ご利用分> エヌデイエス チキチキ	*	1,100	0	0	2/11	1	1	1,100	0

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

ショッピングご利用時 | 国内・海外での現金通貨お引出し時 | JR券売機ご利用時

暗証番号通知サービス: 0120-811-004 | サービス番号: 78 | 暗証番号通知サービス: 02 | カード番号: 16桁 | 生年月日 (西暦) | 暗証番号

※電券の種類により、ご利用いただけない場合があります。 ※お客さまとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※R: あとリボお申し込み分 | *: 新規ご利用分 | 1:アド2:リボ3:残債

小計 A: 0

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(手数料)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高	お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
2/127		0						
			12		20			
			16		24			

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
<ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の拒弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただきたくてご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ◇「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 ◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新旧	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年月	お支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
2/1	<倉地 重夫 様 ご利用分> エヌダイエス チキチキ	*	1,100	0	0	2/21	1	1	1,100	

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

こんなシーンで、エディオンカードの暗証番号が必要です。

- ショッピングご利用時
- 国内・海外での現金通貨お引出し時
- JR券売機ご利用時

暗証番号通知サービス
お電話 0120-911-004
お電話 03-5877-5555

サービス番号 78 | 暗証番号通知サービス 02 | カード番号 16桁 | 生年月日 (西暦) | 電話番号 | 暗証番号通知書を登録住所へ送付

※電話の調度により、ご利用いただけない場合があります。 ※お客様ごとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※R:あとリボお申し込み分 * : 新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債

小計 A XXXXXXXXXX 0

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング) (手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(手数料)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

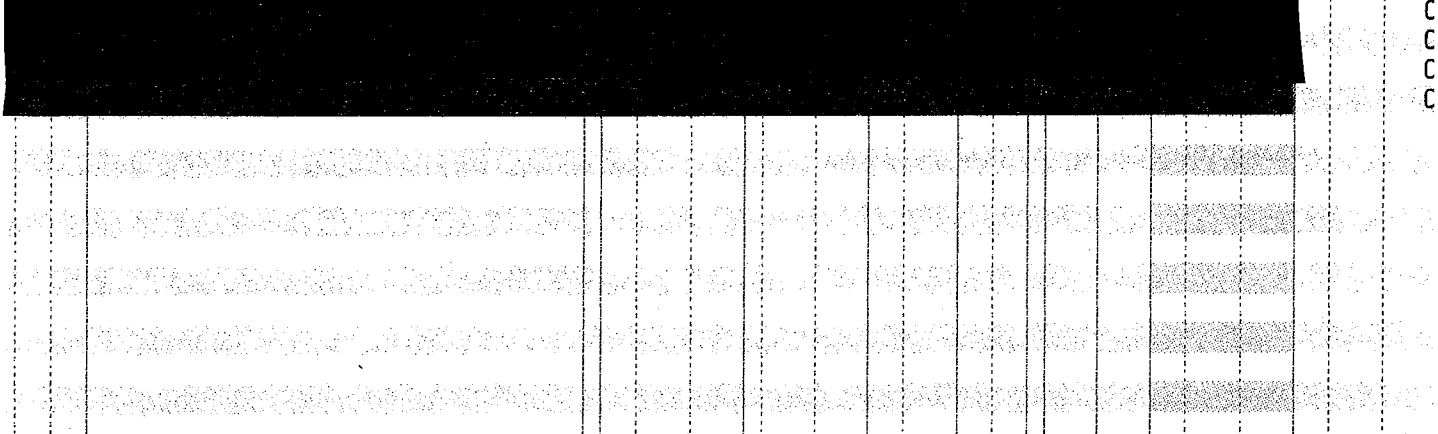
3支払予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
2/27	XXXXXXXXXX	0
		12
		16
		20
		24

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
<ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客様からの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の抗弁について、翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただいたご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ◇「臨時増額返済分」は、お客様のご依頼に基づく増額返済金額です。 ◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。

ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先 など	新 旧	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始 年	支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
2/21	＜倉地 重夫 様 ご利用分＞ エヌデイエス チキチキ	*	1,100	0	0	2	31	1	1,100	



エディオンカードの暗証番号、ご存じですか？

こんなシーンで、エディオンカードの暗証番号が必要です。

- ショッピングご利用時
- 国内・海外での現金通貨お引出し時
- JR券売機ご利用時

暗証番号 0120-911-004
サービス 73
暗証番号通知サービス 02
カード番号 16桁
生年月日 (西暦)
電話番号
暗証番号通知書を登録住所へ送付

※電話の機種により、ご利用いただけない場合があります。 ※お客さまとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※R：あとリボお申し込み分 *：新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債

小計 A 0

(残債の場合は手数料・利息を含まない残元金) 当月請求後の残高

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

前月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元)	当月ご請求額(円)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	B	0
0	0	0	0	0	C	0

お支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
2/3/27		0
		12
		16
		20
		24

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
<ul style="list-style-type: none"> このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のお入金や追加のお入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の抗弁について 翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。 	<ul style="list-style-type: none"> 「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 ◇「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただいたご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 ◇「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 ◇「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 ◇「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。



ご利用明細 (リボルビング払いの新規ご利用分及び、1回払い、分割払い、ボーナス払いの新・旧ご利用分)

利用日	ご利用先など	新旧	ご利用金額	手数料・利息 (年利%)	その他	支払開始年 月	お支払 回数	何回目	当月ご請求額	翌月繰越残高
3/1	<倉地 重夫 様 ご利用分> エヌデイエス チキチキ	*	1,100	0	0	2	41	1	1,100	0

エディオンカードの暗証番号、ご存じですか?

こんなシーンで、エディオンカードの暗証番号が必要です。

- ショッピングご利用時
- 国内・海外での現金通貨お引出時
- JR券売機ご利用時

暗証番号通知サービス: 0120-911-004 (カードサービス) / 03-5877-5555 (暗証番号通知サービス)

※電話の構想により、ご利用いただけない場合があります。 ※お客さまとの取引によっては暗証番号の変更をお願いする場合があります。

※日:あとリボお申し込み分 * :新規ご利用分 1:アド2:リボ3:残債

小計 0

リボルビング払いのご請求明細 (①ショッピング・②キャッシング)

1月繰越残高	新規ご利用額	残高合計	当月ご請求額(元金)	当月ご請求額(利息)	当月のご請求額小計	翌月繰越残高
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

3支払い予定額明細

お支払年月日	ご請求予定額	翌月繰越残高
2/4/27		0
	12	
	16	

ご利用代金明細書の発行について	ご利用明細の見方	リボルビング払いのご請求明細の見方
このご利用代金明細書は、「新たにカードをご利用された場合」「お支払いの内容・方法等に変更があった場合」「口座登録および口座変更された場合」に限り発行いたします。 リボルビング払い、分割払いの場合、毎月のご利用代金明細書の発行はいたしません。各月のお支払金額は「お支払い予定額明細」をご確認ください。 当月ご請求金額以上のご入金や追加のご入金、キャンセル等が発生した場合、既存のご利用分のお支払いに充当される場合があります。また、ご利用代金明細書発行前の新規ご利用分のお支払いに充当された場合は、ご利用明細への記載を省略させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。 お客さまからの前払入金、お支払い内容の変更等により過不足の調整が発生した場合、当月ご請求金額の内訳「D 調整額」にその金額を表示いたします。 支払停止の抗弁について 翌月一括払いを除き、商品の瑕疵、役務の未提供などを理由に支払いをとめることができる場合があります。	新規分は、通常前月1日～前月末日までのご利用分です(ご利用先により一部異なる場合があります)。 海外ご利用分は、ご利用先の加盟店名等のほか、国名または通貨名称、現地通貨額、換算レート等を表示いたします。なお、日本円への換算レートは、ご利用代金を各国際ブランドの決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、海外利用に伴う事務処理コストを加算したレートを使用いたします。ご利用日の為替レートとは異なりますのでご注意ください。 ご利用金額がマイナス表示のものは、海外ご利用分のキャンセルや海外付加価値税の戻り分等です。 「その他」は、送料、ATM手数料等の費用です。 「ショッピングご利用分の読み替え」分割払い、リボルビング払いの場合、「手数料」は「包括信用購入あっせん手数料」、「年利%」は「実質年率」です。分割払いの場合、「当月ご請求額」は「分割支払額」、「ご利用金額」と「手数料」の合計額が「支払総額」となり、「支払開始年月」および「支払回数」で「支払期間」を表示します。リボルビング払いの場合、「当月ご請求額」は「弁済金」です。	「前月繰越残高」「新規ご利用額」「残高合計」「翌月繰越残高」は、手数料・利息を含みません。 「諸費用」は、今月以降新規にご請求させていただくご利用分の送料、ATM手数料等の金額です。 「利用枠超過分」は、所定のご利用可能枠を超過した金額です。超過分は追加払いとしてご請求いたします。 「臨時増額返済分」は、お客さまのご依頼に基づく増額返済金額です。 「その他小計」は、「諸費用」「利用枠超過分」「臨時増額返済分」のうち複数以上が該当する場合には表示されます。 *ショッピングの場合、「請求額」または「返済分」は「弁済金」です。◇は該当のご利用がある場合に表示いたします。

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 985

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

萩原市政運営 市議会認めず 平成29年度美作市一般会計決算を不認定

滋慶学園に1億4,500万円交付 問題

3月26日開かれた平成31年第1回美作市定例会市議会最終日に、前議会から継続審査となっていた『平成29年度美作市一般会計決算認定』は、不認定になりました。

認定すべきとしたのは、安藤功議員と尾高誉久議員です。萩原市長が提案した議案に対して、市民の代表である議会が不認定(議長を除く15人)したということは、市長に対する不信任案を議決したようなものですので、市民に対する市長の責任は大きいものがあります。

「不認定」の理由は、「滋慶学園に対する1億4,500万円の交付金の在り方に問題があり認定できない。」からです。この場合、2017年度の予算については既に執行済みで、このことから影響はありませんが、2019年度以降に事業運営で影響が出てくるかもしれません。

決算が「不認定」となるケースは、めったに無く珍しいことです。ただ、このように決算を「不認定」とすることで、これまで問題意識なく行われてきた行政の決まり事を見直す機会になります。

美作市が滋慶学園に交付した1億4,500万円(一般財源)は、これまで本紙で既報していますが、学園側が岡山県に申請しておれば、県から交付されるものです。

市の説明によると、「学園側が県に申請しても、交付金の許可が開校時までには間に合わない、との判断で、申請しなかった。」という事です。

市は、「学園誘致の際「上限10億円を支援する」との協定を結んでおり、その範囲内であるから、県に申請しなかつた為に交付されないものではあるが、学園側も相当の節約努力をしているので、1億4,500万円を交付する。」との説明を繰り返してきていました。

本紙の見解

行政の誘致により、事業を始めようとするものが、事業資金の調達計画の段階で、補助金や交付金の充当を見込むのは必須です。

であれば、国・県・市の補助金や交付金の要綱や規定さらにはそれらの根拠となる条件を事前に調査研究して対応するものである。それを、学園の責任で、開校時に間に合わないからという理由で申請を断念したものを、市としての交付の根拠がないものに支払ったのでは、あまりにも不公平な対応と言わざるを得ない。

美作市の2019年度予算(一般会計・9特別会計・3事業会計)の合計、366億7,930万円

予算額 千円単位四捨五入

一般会計	207億2,500万円
国民健康保険特別会計	36億6,683万円
介護保険特別会計	44億408万円
簡易水道特別会計	5億2,885万円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	816万円
公園墓地特別会計	119万円
都市と農村の交流施設特別会計	586万円

老人保健施設事業特別会計	2億7,875万円
矢田茂・原田誠二郎・福田五男奨学基金特別会計	1,124万円
後期高齢者医療特別会計	4億5,560万円
病院事業	10億1,053万円
水道事業	6億2,209万円
下水道事業	27億542万円
収益的事業	6,026万円
資本的事業	2億7,053万円
益的事業	19億2,342万円
資本的事業	

2019年度一般会計予算の新規事業(No.981掲載)

- ◎ 新婚さんいらっしやい給付金事業 1,000万円 平成31年4月1日以降に結婚された方、もしくは結婚して転入された方に10万円給付します。
- ◎ 障がい者等予防接種事業 50万円 障がい者のインフルエンザ接種費用の一部を助成します
- ◎ 大原保育園整備事業 2,330万円 大原保育園建設を行うための設計を行います。
- ◎ 人と人とを結ぶ移動図書館・子育てコンシェルジュ事業(地方創生事業) 454万円 山間部や限界集落など、図書館サービス利用の機会が限られている地域で、移動図書館を実施します。

- ◎ 自動車急発進防止装置整備費補助事業 50万円 高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる事故を防止する装置の設置費の3分の2(上限10万円)補助します。
- ◎ 公衆無線LAN事業 258万円 市役所庁舎、学校などの緊急避難場所に整備した25箇所の公衆無線LANの本格運用を始めます。
- ◎ 排水ポンプ整備事業 1,425万円 平成30年7月豪雨災害を教訓に、浸水しやすい地域へ排水ポンプを整備します。
- ◎ 胃がん検診内視鏡検査 360万円 腹部手術の既往の有る方等X線検査が出来ない方に、内視鏡検査を実施し、合わせて、作東診療所に電子内視鏡を整備します。(議案賛否と予算関係については、次号に掲載予定です。)

安全で安心して暮らせる福祉のまち No.2

前月号に続き、日本共産党の倉地重夫議員が行った一般質問で「美作市の人口ビジョン」の再質問と答弁を掲載します。

再質問

若者呼び込み政策に、生活環境に適した場所に、購入しやすい宅地の確保を

合計特殊出生率だけをいえば、平成29年度の数値目標年度1.8は、達成可能かと思われる数字になっていますが、出生者数は、年平均160人となっており、このままでは5年間で、800人程度になるかなと思われ、市長は、平成27年6月議会で、出生力のことに触れられ、近隣の市町村との比較で、西粟倉村71、津山市64、勝央町・新庄村61、奈義町が58といずれも50を上回っているのに対して、美作市は40と平均値を大きく下回っていると分析されています。

その中で、「市内に在住している夫婦一組み当たりの子どもの数は割と良いんですが、夫婦の数そのものが少ない、子どもを産み育てる年代の夫婦の数自体が非常に減っているのが原因だ。」と指摘して、これから子どもを産み育てる世代の皆様が美作市に移住して住んでもらうための政策ということで、「新婚さんいらっしゃい」とか、第1子の出産祝い金を5万円に増額するなど打ち出されているのだと思います。

若者向けの低家賃住宅での住宅政策、雇用促進住宅を市営住宅など評価できる場所ですが、定住するための新居をどこに建てるかの問題も大きいと思います。

勝央町の東部、黒土あたりここ数年で新しい住宅が次々とでき、様変わりしています。

また、奈義町にも新しい住宅の建設が続いています。

市の職員の中にも美作市以外に新居を建設された方が何組かいらっしゃる、と聞いています。その職員たちに「美作市以外に家を建てた理由など」をアンケートなどしたことがありますか。

家を市内に建てるということは、固定資産税、その他、市に入る税金に大きな差が出ると思われ、

職場への通勤や子どもの通学など、多くの要因があると思われ、美作市以外に家を建てる理由のなかには「市内には生活環境に適した場所の宅地が少ない」との声もあります。「作東産業団地が売れたので、南部に新たな団地を造る」という話がありますが、市内に生活環境に適した場所に購入し易い宅地を確保し、「美作市に家を建てて、住みたい」との若者を呼び込む政策も必要ではありませんか。お尋ねします。

答弁

市外在住の職員に「美作市以外に家を建てた理由等アンケート」は平成26年に実施

最近の転出・転入の傾向について申し上げますと、勝央町からの転入が増加しておりますが、津山市・岡山市については転出が多いという状況です。

また、大阪府からは、転入が上回っていますが、東京都及び兵庫県には転出する方が上回っている状況です。

今月の現時点では東京からの転入が転出を上回っている

と、いう状況でございます。

議員からありました、「市外在住の職員に美作市以外に家を建てた理由等アンケートをしたことがあるか」との質問ですが、平成26年度に定住対策を講ずるにあたり転出した理由等を調査するため、市外在住の職員に対し意識調査を行ったところであります。

若者を呼び込む政策では「新婚さんいらっしゃい事業」と「出産祝い金の増額」

次に、「美作市に家を建てて、住みたいとの若者を呼び込む政策も必要ではないのか」との質問でございます。

これにつきましては、子どもを産み育てる世代の方に、美作市内に移住・定住してもらうため、来年度(平成31年)予算では、「新婚さんいらっしゃい事業」と「出産祝い金の増額」などを提案しています。

また移住・定住対策としまして、市外から本市に移住をし、新築または中古住宅を取得された方に対しては、移住・定住補助金を交付しております。

なお市内在住者が市内に新築または中古住宅を取得された場合、奨励金を交付しており、宅地の購入加算金を設けております。

人口対策を行う上では、移住者を呼び込むことも重要ですが、市民の皆様が引き続き美作市に住み続けていただくことが重要であると考えておりますので、今年度実施しております市民アンケート分析の上、市民の皆様が「暮らしやすく住みやすいまちづくり」であると感じていただけるよう努力してまいります。

総括

定住に「家を建て住んでもらう。」応援を

「家を建て、美作市に住んでよかった。」という、「ソフト面での対応はしっかりやっている。」との、答弁だと思いますが、先ほど提案しましたが、学校や買い物に便利なところに家を建てるための宅地の確保については、建売をしている地元業者であるとか、宅地開発をしている地元業者の一部から聞いた話では、「市が、上・下水道の設置や道路の設置に支援をしてくれれば、便利な場所への宅地開発や宅地化に取り組みたい。」とされています。そうした地元業者もあるんですね。

「市営住宅や空き家等の民家に住んでもらう。」という取り組みも必要ですが、「市内に新しく家を建てて住んでもらう。」という方向への応援をしっかりと進める政策にもぜひ力を入れてほしいと思います。

家屋に対する固定資産税納税者の推移 単位=人

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
13,060	13,014	13,006	12,993	12,937

2018年12月現在の美作市の法定免税点以上の木造専用住宅数は、12,489棟です。同じく、共同住宅は119棟・非木造住宅・アパートは1,728棟です。

美作市の空き家推移(出典=リビングマガジン Biz)

	平成20年度	平成25年度
住宅総数	13,420 戸	14,550 戸
空き家数	2,490 戸	3,860 戸
空き家率	18.6 %	26.5 %

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 986

発行責任者 倉地 重夫

美作市
編集責任者

市民の目線から厳しい行政チェック 議長と欠席者を除く全議員の議案賛成率は61.4%

2019年(平成31年)3月定例会に上程された57件での議案の内、出席していた議員全員が賛成したものを紹介します。修正と不認定は1件ずつですが、裏面の賛否表明のように、市民目線からの、厳しい行政チェックの内容です。

- 発議第1号 予算特別委員会設置について
- 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 諮問第1号~3号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第1号 勝田郡老人保健施設組合規約の変更について
- 発議第2号 美作市消防団の日本消防協会「特別表彰」とい受賞をたたえる決議について
- 議案第4号 市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理人に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第9号 介護老人保健施設条例等の一部を改正する条例について
- 議案第10号 看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第16号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第19号 作東バレンタインのホテルの指定管理者の指定について
- 議案第21号 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 議案第23号 平成30年度簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 議案第24号 平成30年度住宅新築資金と貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第20号 平成30年度公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第26号 都市と農村の交流施設特別会計補正予算(第2号)
- 議案第27号 老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第28号 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第29号 後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第31号 平成31年度国民健康保険特別会計予算
- 議案第32号 平成31年度介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成31年度簡易水道特別会計予算案
- 議案第34号 平成31年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第35号 公園墓地事業特別会計予算
- 議案第36号 都市と農村の交流施設特別会計予算
- 議案第37号 平成31年度老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第38号 平成31年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算
- 議案第39号 平成31年度後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成31年度水道事業会計予算議案
- 議案第41号 平成31年度病院事業会計予算
- 議案第42号 平成31年度下水道事業会計予算

司号に続き、倉地重夫議員が行った一般質問と答弁を紹介しします。

自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくり CO2の排出削減を5年間で、771トンから1,000トンに増やすについて

質問

化石燃料から切り替えた実績等は

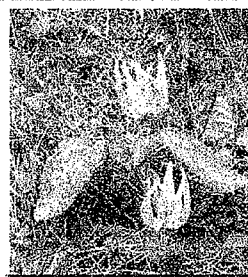
CO2の削減は、地球温暖化を防ぐ上から、今、世界中が取り組んでいる大きな課題です。

豊かな森林資源を活用し、地域商品券制度を導入し、町の流通を生かして、市内の小売業者の活力を取り戻すこととし、市内に限らず多方面への薪の販売を開拓し、当該地域における一つの産業としての地域の確立を図るとされているが、薪ストーブ等も、新規導入や化石燃料からこれらに切り替えた実績等はどのように把握されていますか。また薪等も販売を産業として新たに組み込まれている業者などをどのように把握されていますか。

答弁

1年間で237.8tの削減効果

薪エネルギーの導入促進についてですが、平成27年度か



幕谷のカタクリ4月3日

ら薪ストーブの設置補助事業に取り組んでおり、平成29年度までに34基が設置されており、平成29年度1年間のCO2削減効果は99.1tと推計しています。平成28年度には、薪ボイラー4基を愛の村パークに導入し、平成29年度のCO2削減効果を138.7tと推計しています。合計では1年間で

237.8tの削減効果となっています。薪ストーブ設置事業は、新たに薪ストーブを専用住宅または事業所に設置する方に対して、事業費の1/5以内上限20万円で補助しています。薪ストーブはその後9基が設置され、平成31年1月までに43基となっています。

次に、薪等の販売を産業として新たに組み込まれている業者等ですが、平成28年度に市内の林業事業体5社により、美作市林産物委員会が結成され、勝田、大原、東栗倉の各総合支所の薪ストーブと、愛の村パークの薪ボイラーの燃料となる薪の生産がおこなわれています。

再質問

(この項は次号に続きます。)

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 987

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

地球温暖化対策 CO2 の排出削減目標 1,000t 実現可能と答弁

倉地重夫議員が行った一般質問「自然豊かな地域環境を活かした魅力ある地域づくり」「CO2の排出削減を5年間で771tから1,000トンに増やすについて」前月号に続いて質問と答弁の要旨を掲載します。

再質問

CO2削減1,000t 実現は可能か

2017年度までに薪ストーブ34基が設置されCO2削減は99.1tとの推計です。

一基あたり2.9tこれは家庭用のみですか。

愛の村パークに薪ボイラーを導入していますが、これは温泉施設の加温のためのボイラーですか、お尋ねします。

19年1月までに新たに9基が設置され合計43基となると答弁されています。これを家庭用として計算すると $2.9 \times 43 = 125t$ 薪ストーブに限定すると、5年間で1,000tほどのような計算でこのような数値になるのか、よくわかりません。目標の実現は可能なのでしょうか。

補助金を利用して薪ストーブを設置しようとしても年間予算があり、予算が使い切られているため、次回の予算がつくまで待っておられる方もいる。とも聞いています。

追加の予算措置も必要ではないのでは、と考えますが、どうですか。

1990年比 CO2 25%削減は義務

CO2削減については、気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)では、政府が2020年の温室効果ガス排出削減を1990年(京都議定書)比25パーセント削減することを目標として掲げていることを踏まえ、都道府県・市町村に策定が義務付けられていることにより、本市の実行計画として表してきたものであると思います。

循環型社会の構築を目指せ

灯油やLPガスなどの化石エネルギーは海外から、多くの化石燃料を使って運搬して来ています。

これらを購入するにも多額のお金が海外に支払われ、流通にも化石燃料が使用されており、まさに経済的には、日本のお金がどんどん流出してゆくと、言えるのではないのでしょうか。

美作市には住宅のすぐ近くに、薪の原料になる木材など材料が溢れています。

森林資源を活用する産業として薪の生産に取り組めば、山で働く人たちの仕事を生み出すこととなります。

単純にカロリー当たりの単価で計算すると、経済的であるとは言いきれませんが、何よりも市外にお金が出て行くのではなく、市内

にお金が循環する「循環型社会」の構築になります。

人が里山に入れば、獣害対策になる

一朝一夕にはいきませんが、里山に人が入ることにより農産物の獣害対策にもなるのではないのでしょうか。

この政策は是非とも取り込んで頂きたいと考えます。

答弁を求めます。

答弁

薪ストーブ・薪ボイラーで実現可能

薪エネルギーの導入促進についてCO2削減1,000tという目標達成に向けて、ということですが、薪ストーブに限定したものではございません。

総合戦略は5年間ですが、平成29年度までの3年間に薪ストーブと愛の村薪ボイラーで497tとなっております。

愛の村薪ストーブでは温泉施設の温水に使用しています。施設内の温水にも使用されております。

質問にあった通り薪ストーブでは一基当たり年間2.9tのCO2の削減で43基で125t CO2削減となっております。

平成28年度愛の村パークの薪ボイラーは4基でのCO2削減量は148t・薪ストーブで127tの削減としており5年間でKPIの1,000tは達成可能です。

補助金の予算はあります、申請を

補助金ですが、不用額が毎年生じています。

平成31年2月25日現在300万円の予算に対し129万円余っています。

申請をしていただけたら、と思っています。

更新伐事業 獣害対策としても貢献

「循環型社会」の構築についてですが、里山公園内で更新伐事業を行っています、この事業により搬出した材の一部を愛の村パークの薪ボイラーで使用していますが、その他かなりのものは兵庫県でチップに加工しています。

これからは、更新伐での材料を「市内で利用する事業の促進に取り組みを進めていきたい。」と考えています。

更新伐事業を実施している大気の方から「シカの鳴き声を聞かなくなった。」等のお話を聞いております。

獣害対策としても、貢献しているものと考えています。

総括

公的施設での利用拡大を

更新伐によって産出した薪として使えるものを兵庫県でチップに加工しているという事ですが、燃料としてチップを使用するものもありますが、折角出来た市内で燃料として使えるものです、市内の公的施設での利用拡大に取り組むべきだと考えます。

石油やLPGなどの化石燃料は、スイッチ一つで点火するなど確かに便利です。薪の利用には手間もかかりますが、環境を守る上からも、市外へのお金流出を抑えるという市内経済流通の循環のためにも、また、市内で産出される薪材によるCO2削減にさらに取り組むべきであると考えます。



倉地 重夫 議員

安全・安心のまちづくり 空き家対策の充実を求め



倒壊の危険がある空き家

倒壊危険の空き家問題で質問受ける

元日、市民の方から、倒壊の危険がある空き家についての質問を受けました。

「美作市には危機管理監という部署があると聞いているが、市民の安全を守る立場で仕事をしている部署なのだろう、危険な空き家を取り除く担当ではないのか。最近倒壊の危険がある空き家があちこちに目に付くが、どうなっているのか。空き家は何軒くらいあるのか、市はどのような対応をしているのか。」「林野地区では、空き家の除去が行われている、と聞くが補助金があるのか。いくら出るのか。」という趣旨のものでした。

市の空き家戸数3,680戸全住宅の1/4以上

調査した結果、下の表のようになっていました。

2013年度の調査(市内総戸数14,550戸)市内の空き家数は3,860戸・空き家率26.5%で2018年の調査結果(5年ごと)は、2018年度分の公表は6月末です。

空き家率は、県下で1位です

順位	自治体名	空き家率	空き家数	総住宅数
1	美作市	26.6%	3,680	14,550
2	高梁市	26.3%	4,650	17,680
3	笠岡市	22.8%	4,800	22,430
4	備前市	21.4%	3,840	16,860
5	真庭市	19.4%	3,830	19,730
6	津山市	17.9%	9,010	50,350
7	新見市	17.3%	2,470	14,240
8	総社市	16.2%	4,560	28,110
9	瀬戸内市	15.9%	2,600	16,360
10	玉野市	15.5%	4,450	28,660

赤線(法定外公共物)に対しての相談

家を建てる場所を検討していたら、近所の人から「そこに赤線道がある」という話があり、調べたところ切絵図(役所に保存された土地台帳付属のもの)で敷地の中に赤線が引いてある道がありました。どうすれば所有できるか。との相談です。法定外公共物の代表的なものとして「里道」と「水路」があります。なお一般的に里道のことを「赤線」、水路のことを「青線」と表現したりしますが、これは公図

市の「空き家対策の担当」は市民部

市民部・生活安全係(空き家等の適正管理に関すること)で特定空き家等に対して、市長名で「助言」「指導」を行い、なお管理不全が解消されない場合は「勧告」「命令」を行い最終的には「代執行」が行われます。

美作市では2014年に「美作市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しましたが、空き家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の発効により2015年に全面改訂をしました。

これまで、改善は45戸行われました。(2017年時点)

特定空き家等とは

『そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていない事により著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全をを図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう』(「空き家等対策特別措置法」)

危機管理監の業務は

消防団(美作方面隊)・地域防災計画及び防災会議・地域防災対策の推進・災害対策の総合調整・防災意識の啓発及び自主防災組織・防災関係機関等との連絡調整・国民保護計画及び国民保護協議会・防災行政無線及び屋外拡声器の管理・自衛官及び自衛官候補生の募集・火薬・火薬類消費許可申請に係る証明書の交付等、これらに関することです。(美作市事務職務分掌より)

市内施工業者が行う工事に補助

空き家除去30万円・応急措置10万円上限

補助金の対象は、補助対象空き家等で市内施工業者が行う除却工事又は応急措置です。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、除却工事に係る補助金は30万円、応急措置に係る補助金は10万円が上限です。

本紙の提言 空き家の見守り組織の創設を

自治会等による最低月1回の空き家の見守りや新たな空き家情報の市への報告などの活動に対し、空き家見守り運営交付金(仮称)を創設する。

空き家に対する改修費補助の増額を行い、移住者受け入れの促進をはかり、不動産業界や建設業界等の団体で構成する、空き家対策協議会組織(仮称)の設立などにより、多面的な活動支援事業を実施する。

相続放棄の空き家(借入金や抵当などの不良債権の無いもの)を譲り受ける公的な組織を創設し、空き家再生ボランティアを募集し、空き家再生に取り組む。

上の着色が、道と水路で、それぞれ赤青の色書きが分かれていたためです。

2005年以前は国有財産で、譲渡を受けようとする手続きが大変で長時間かかっていました。地方分権の推進を図るため、機能を有するとされる法定外公共物は原則全てが市町村に譲与され今まで県で行っていた申請等の窓口業務等は、2005年度からは市町村に移っています。

市に直接「譲り受ける相談」をするようお話ししました。

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 988

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

市債(借金)総残高 510億9,100万円市民一人182万円余 基金は63万円

市の全会計では市債は14億6,800万円の減少

2018年10月発表の財政の総点検「第5版」によると、市の財政が改善してきている。とはいえ、滋慶学園等の誘致など大型事業には過疎債など(交付税での補填率が高い有利な借金)を利用していますが、借金である普通会計の市債の残高は対前年度比で1億800万円増加しています。

全体としては、特別会計・企業会計の市債残高が対前年度比で15億7,600万円減少したので、全体では14億6,800万円の減となっています。

交付税補填後の市債残高見込み

合計 258億9,000万円

交付税補填後の市債残高見込みは、普通会計分では50億9,900万円 特別会計・企業会計分では208億4,100万円となる見込みで、合計258億9,000万円に。

2016年度

普通会計の市債残高	263億1,600万円
特別会計・企業会計の市債残高	262億4,300万円
計	525億5,900万円

2017年度

普通会計の市債残高	264億2,400万円
特別会計・企業会計の市債残高	246億6,700万円
計	510億9,100万円

2017年度一人当たりの市民税額は111,013円です。

過去5年間の状況内訳(人口28,056人2018年3月末)(単位:円)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
個人市民税	28,570	29,111	28,703	29,580	30,886
固定資産税	51,481	53,294	51,673	54,526	60,553
自動車税	2,987	3,061	3,087	3,790	3,943
たばこ税	7,147	6,946	6,845	6,741	6,714
入湯税	1,613	1,625	1,740	1,545	1,487
計	91,798	94,037	92,048	96,182	103,583

基金(貯金)残高額は179億6,240万円

美作市の基金残高(2018年3月末現在)は、総額で179億6,240万円(普通会計+特別会計+企業会計)で市民一人当たりの基金残高は約63万円となっています。

普通会計内の基金の内訳は、財政調整基金69億8,400万円・減債基金13億8,000万円・公共施設整備基金28億4,700万円・地域振興基金36億4,300万円・その他の特定目的基金12億1,100万円・特別会計分9億2,300万円・企業会計分6億3,600万円

市が自由に使えるお金 市民一人 約25万円

市として使い道が自由に使える基金は、財政調整基金で69億8,400万円あります。市民一人当たり、約25万円です。

普通会計 = 一般会計と特別会計のうち公営事業会計(上水道・下水道・病院等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等)以外の会計(住宅資金等貸付事業特別会計等)を統合して一つの会計としてまとめたもの。

財政調整基金 = 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金、自由に使える。

減債基金 = 地方債の返済を計画的に行うための貯金

公共施設整備基金 = 図書館、公民館、学校、道路、公園などの公共施設(社会福祉施設を除く)等整備のための貯金

その他特定目的基金 = 市庁舎建設等大規模施設の整備などのために積み立てている貯金。

市の普通会計が管理している基金160億6,500万円の一部

美作市地域振興基金 3,642,707千円	美作市の振興と活力あるまちづくりに資する資金
美作市公共施設整備基金 2,846,974千円	公共施設等の施設整備に要する経費に充てる資金
美作市特定施設運営基金 46,376千円	次の施設の整備及び円滑な運営を図る経費に充てる資金 美作市ケーブルテレビ放送施設 作東バレンタインホテル 大芦高原国際交流の村 常備消防等防災施設
美作市国際都市交流基金 51,361千円	国際友好都市との安定かつ継続的な交流を図り、市勢振興に貢献する活動を行う経費に充てる資金
美作市ふるさと創生基金 796,456千円	豊かで活力のある独創的、個性的な地域づくり活動を行う経費に充てる資金
美作市土地開発公社基金 16,323千円	美作市土地開発公社の健全運営、及び債務が履行されない場合に代わって弁済する経費に充てる資金
美作市公園墓地事業基金 56,167千円	美作市公園墓地の適切な整備及び円滑な運営を図る経費に充てる資金
美作市住宅新築資金等貸付事業基金 74,545千円	住宅新築資金等貸付事業に係る市債の償還に充てるための資金
美作市定住促進住宅運営基金 10千円	定住促進住宅の円滑な運営を図る経費に充てる資金
美作市土地開発基金 現金 241,278千円 土地 229,797千円 計 471,075千円	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することに充てる資金
英田小学校、英田中学校 教育施設整備基金 54,865千円	英田小学校、英田中学校教育施設整備に係る経費に充てる資金
美作市広葉樹の森基金 1,077千円	広葉樹林の再生事業を実施することにより、健全な生態系の維持及び災害に強く美しい山林づくりの経費に充てる資金

「市民が主人公の市政の確立」を求め、議会に臨んでいます

議長 岡本泰介議員(新)

副議長 内海健次議員(再)

4月23日美作市第2回4月臨時議会が開かれ、議長等の任期を2年としているため、議会人事の改選が行われました。議長選挙は無記名投票の結果、鈴木悦子議員と岡本泰介議員が9対9。副議長選挙では、重平直樹議員と内海健次議員が9対9となり、規定により、くじ引きで、議長には岡本泰介議員(新)。副議長には内海健次議員(再)が当選しました。

総務委員会 委員長 岡野鉄舟議員・副 青山 慶議員
文教厚生委員会 委員長 安藤 功議員・副 萬代師一議員
産建委員会 委員長 中山忠明議員・副 倉地重夫議員
議会運営委員会 委員長 岩崎清治議員・副 山本重行議員

3月26日、美作市第1回3月定例市議会の最終日に採決が行われた議案のうち、倉地重夫議員が反対した議案に対する理由を掲載します。

議案第2号

個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、現条例(個人情報保護法を基本に制定している)でも、全国各地で、児童虐待対応やDV対応等行政機関からの情報漏洩等の問題があり、追加の漏洩規制強化策には疑義があり、違反過料も半額になることから反対しました。

議案第3号

駐車場設置条例の一部を改正する条例制定について、消費税増税に伴う改正で、湯郷駐車場の利用料金を回数一回300円・月決有蓋月額5500円・無蓋月額3300円に変更するもの。修正案では、一回300円に24時間以内を付け加える。というもの。1回の駐車で2~3日等の複数日利用への配慮がされていない、ので反対しました。

議案第11号

大芦高原国際交流の村施設使用料、消費税増税分を値上

議案第30号

平成31(2019)年度美作市一般会計(当初)予算

市民無視 要望不採択で予算 反対

保育園整備事業 2,330万円予算

当初予算に反対の理由は、大原保育園建設で、市が提案しているクエガーデン跡地を利用し建設する案に対し、地元住民242名が署名した「他に適地があるのでは」との地元要望を不採択、建設推進の設計予算が含まれているため、地元住民の要望を尊重し、「市民が主人公の市政推進」の立場から、反対しました。

本紙の見解

※ エスエヌ環境テクノロジー株式会社は、美作クリーンセンターの焼却炉の建設を請け負った会社です。

当初、維持管理は市職員の技術者を養成し、対応する方向でした。それは、焼却炉を設置した業者に維持管理を

包括契約とは (日本大百科全書の解説)

本来なら複数となる契約を、一つにまとめて一括契約すること。

包括契約では個々に契約を結ぶ必要がないため、契約者と被契約者双方の負担や手間を軽くし、契約漏れを防ぐ目的で結ばれることが多い。

げするもの

議案第12号

上水道及び簡易水道の水道使用料金、消費税増税分を値上げするもの

議案第13号

下水道使用料金、消費税増税分を値上げするもの

この3議案は、消費税増税が決まっていない段階での消費税相当分の先行値上げであり、反対しました。

議案第20号

平成30年度美作市一般会計補正予算(第6号)

クリーンセンター維持管理委託

契約の競争相手なし 10月年間で28億円

補正予算のうち、美作クリーンセンターの維持管理委託に関し、長期包括契約(平成31年4月1日から平成40年3月31日までの10年間)の契約金額(29億円消費税込)の算出根拠に納得ができないため、反対しました。

市の説明

美作クリーンセンター長期包括運營業務審査委員会

優先交渉権者との協議の結果、契約に係る見積価格25億8,800万円とする。(見積価格には消費税及び地方消費税は含まない。)消費税込みでは27億9,504万円

応募者は1グループであった。提案内容は本業務の目的を理解し、要求水準を上回るものであるとともに、運営・維持管理面において民間事業者の創意工夫やノウハウが盛り込まれた高いレベルでの提案であった。

審査委員会は、厳正なる審査の結果、美作クリーンセンター長期包括運營業務において、応募者カタクリ(企業名:エスエヌ環境テクノロジー株式会社(以後省略))を市事務局の期待に応えることができる優秀提案者として選定した。

陳情第1号

入湯税を課している鉱泉浴場施設の周知に関する陳情
「入湯税を課している事業者等で、公表されることを望まない事業者も公表されることになる」との反対意見が出され、個人情報を擁護する立場から反対意見に同調し、この陳情に反対での対応をしました。

同意第2号

副市長の選任について

採決の時点で、副市長は在職中であり、副市長2人は認められない。との立場から、同意しませんでした。

丸投げすれば、「専門知識を持つ、市の技術者が不在となり、高額な提案でも業者サイドの言うままの管理体制にならざるを得なくなる。」ことが危惧されたからです長期包括委託では、技術者の養成は基本的に契約には含まれないと思慮され、将来に不安が残る事案です。

一般に、包括契約による価格、料金は個々に契約を結ぶ場合よりも割安である。一方で、包括契約には、本来必要のない物、サービス、保険などが契約者に提供される場合もあるというデメリットがある他、他の事業者との契約を排除する私的独占を招く怖れもある。

お知らせ 次週号は今回合併号のため休刊します

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 989

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

2019(平成31)年第2回(4月)美作市議会臨時会報告 No.2

4月23日午前10時から午後8時過ぎまで、美作市議会議場で第2回美作市臨時議会が開かれました。

この臨時市議会では、前月号で紹介した、議長改選等の議会人事案件と、行政が付議した案件を審議しました。

審議された議案・議事は

1) 専決処分の報告について

和解及び損害賠償の決定 2件

① 損害賠償の額 ￥ 26,400

相手方

事案の概要及び和解の要旨

平成30年12月7日 午後2:05ごろ、美作市林野220番地先路上において、美作給食センターの回送車が信号機のな交差点に進入した際、自車の進行方向左側の脇道から侵入してきた相手型車両と出会い頭に衝突し、相手方車両の前部右側と自車の前部左側が破損した。この事故で破損した相手方車両の修理費用を責任割合(市2割)により賠償し、和解するものです。

② 損害賠償の額 ￥ 142,560

相手方

事案の概要及び和解の要旨

平成30年10月31日 午後2:25ごろ、美作市後山171番地先路上において、訪問先である相手方宅の庭先に公用車を停車し下車したところ、サイドブレーキが不十分であったことから、公用車が動き出し庭先の南側の畑に転落した。この公用車の引き上げのレッカー作業の際、車の重みで相手方宅庭先の舗装路面が破損した。

この事故で破損した舗装路面を責任割合(市10割)により

賠償し、和解するものです。

本紙の見解

安全運転に対する指導が不十分

専決処分による「公用車事故での損害賠償問題の解消」は、これまで数多く報告されてきています。今回のような脇道からの突込みの1件は相手方が相当に悪い事案ですが、もう1件のサイドブレーキを十分に効かせずに起こした事故は、人身事故等の重大事故にならなかったものの、運転手の不注意が原因の大きな事案です。安全確保のための、「車止めなどの措置」を施す指導を安全運転管理者はせねばなりません。報告ではそうした点での責任には一切触れられていません。

法令順守が最優先の市役所の体制としてどのような管理が実施されているのか、改めての点検指導が必要であると言わねばなりません。

美作市組織及び任務に関する条例において、総務部が担当している任務であり、市有財産の適正管理及び有効活用の強化による効率化の推進の中に、安全運転管理者が設置されているものと考えられる。

安全運転管理者とは、道路交通法に基づき、一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業所において、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行う者、で年一回の講習参加が義務付けられている。

この項目から見ても、安全運転管理者の指導責任は大きいと言え、これまでの公用車における事故の発生に関して言えば、担当部署の「安全運転に対する指導が不十分である」と指摘せざるを得ない。

指定管理者となる団体 = 湯郷駐車場運営委員会

指定の期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

日～平成32年9月30日まで

4). 軽自動車税の環境性能割(排ガス)の税率の特例は、2/100を1/100に変更された。

5). 軽自動車税の種別割の税率の特例は、初回申請年度に応じて軽減措置が講じられる。

2割軽減の対象世帯の拡大=50万円を51万円に平成29年度国民健康保険税減額状況

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
世帯数	1,551	765	513
被保険者数	2,137	1,322	924
均等割(千円)	47,744	20,745	5,823
平等割(千円)	27,162	9,200	2,522

いことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。)理由 急施を要するので専決処分をした。専決日4月15日

美作クリーンセンターへの落雷事故による復旧費用1億円復旧費1億円の財源内訳 市の負担(一般財源)500万円・建物災害保険金9,500万円

2). 専決処分の承認を求めることについて

美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定

管理を行わせる施設 = 美作市湯郷駐車場

3). 専決処分の承認を求めることについて

美作市条例等の一部を改正する条例

- 1). ふる里納税の期間の変更 平成45年度まで延長する。
- 2). 配偶者控除が103万円から201万円に変更した。
- 3). 軽自動車税の環境性能割非課税は、平成31年10月1

4). 専決処分の承認を求めることについて

美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1). 基礎課税額にかかる課税限度額の引き上げ 58万円を61万円に3万円引き上げる。(介護分、後期高齢者支援金等分は据え置き)
- 2). 国民健康保険税条例第23条(税の減免)第2項の改正 5割軽減の対象世帯の拡大=27.5万円を28万円に

5). 専決処分の承認を求めることについて

平成31年度美作市一般会計補正予算(第1号)

理由 地方自治法第179条第1項の規定により

(普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がな

議案名	議員名	審査結果
議案第1号 専決処分等の承認を定めることについて(美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定)	青山 慶	承認
	和田 広宣	承認
	岩崎 清治	承認
	岡野 鉄舟	承認
	中山 忠明	承認
議案第2号 専決処分等の承認を定めることについて(美作市税条例等の一部を改正する条例)	倉地 重夫	承認
	重平 直樹	承認
	安藤 功	承認
	金谷 のり子	承認
	山本 雅彦	承認
議案第3号 専決処分等の承認を定めることについて(美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	萬代 師一	承認
	山本 重行	承認
	尾高 誉久	承認
	鈴木 悦子	承認
	岩江 正行	承認
議案第4号 美作市一般会計補正予算(第1号)について(平成31年度専決処分の承認を求めることについて)	日笠 一成	承認
	内海 健次	承認
	岡本 泰介	承認
	岡野 鉄舟	承認
	山本 重行	承認
議案第45号 美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	鈴木 悦子	承認
	岩江 正行	承認
	日笠 一成	承認
	内海 健次	承認
	岡本 泰介	承認

監査委員2名体制に常勤監査委員廃止

議案第44号 美作市監査委員条例の一部を改正する条例について

趣旨 常勤監査委員の廃止に伴う条文の整理
地方自治法第195条第2項(監査委員の定員)ただし書の規定の適用の廃止に伴い、条例第2条から第4条までを削除し、第5条を第2条とし、以下順次繰り上げる。

議案第45号 美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

第2条の変更(施設「なごみ」の設置場所の変更)

現在場所 美作市江見945番地 作東総合支所庁舎内
新しい場所 美作市江見280番地 作東長寿センター内

この条例改正提案の経過について

社会福祉法人美作市社会福祉協議会から要望書が市当局に提出され、それに応え条例改正の提案がありました。市に提出された、要望書によれば、平成30年4月から「美作市障害者地域活動支援センター」の運営の指定管理を社会福祉法人美作市社会福祉協議会は受けている、円滑な事業運営並びに事業管理を図る上で、施設・設備の構造上の問題等が顕著になっており、通いの場の利用者の安全面の確保や事業管理への対応などで、機能的な改善が強く求められる状況になっており、市の所有している利用可能な施設を調査した結果、施設の広さ及び事業管理の機能上から、美作市高齢者生活福祉センター(作東長寿センター)に移転することが要望された。文教厚生委員会の審議の結果、実態調査などを行い、検討が必要という事で、継続審査となりました。

4月臨時議会で決定した議会人事編成

◎ 委員長 ○ 副委員長 順不同 敬称略

総務常任委員会

担当 総務行政・企画振興行政・市民行政・消防行政・総合支所行政・他の常任委員会に属さない事項

◎ 岡野 鉄舟	鈴木 悦子	和田 広宣
○ 重平 直樹	青山 慶	岡本 泰介

文教厚生常任委員会

担当 教育行政・保健福祉行政・病院事業・総合支所行政

◎ 安藤 功	日笠 一成	金谷 のり子
○ 萬代 師一	岩崎 清治	内海 健次

産業建設常任委員会

担当 経済行政・建設行政・環境行政・総合支所行政

◎ 中山 忠明	岩江 正行	山本 重行
○ 倉地 重夫	山本 雅彦	尾高 誉久

一部事務組合議会議員

勝英衛生施設組合

和田 広宣	中山 忠明	重平 直樹
安藤 功	山本 雅彦	尾高 誉久
岩江 正行	内海 健次	

柵原、吉井、英田火葬施設組合議会

青山 慶	倉地 重夫	萬代 師一
------	-------	-------

美作養護老人ホーム組合議会

岩崎 清治	金谷 のり子	尾高 誉久
鈴木 悦子	日笠 一成	岡本 泰介

勝田郡老人福祉施設組合議会

岡野 鉄舟	山本 重行	
-------	-------	--

※ 賛成：○ 賛成でない：× 除：除斥 退：退席 欠：欠席 議：議長(議長は表決に加わりません。)
※ 賛否状況は、議員の申告等に基づいて作成しています 7割軽減 美作市議会事務局

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 990

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

65歳以上 11,045人(総人口 27,604人) 高齢化率 40.01%
 高齢化率 50%以上は 38 集落になりました。最高は楮の 91.6%

旧町村	男	女	合計	65歳以上男	65歳以上女	65歳以上計	高齢化率%
勝田	1,329	1,472	2,801	509	724	1,233	44.01
大原	1,767	1,841	3,608	680	883	1,563	43.32
東栗倉	487	59	1,026	189	245	434	42.30
美作	5,559	6,110	11,669	1,759	2,366	4,125	35.63
作東	2,783	3,008	5,791	1,085	1,482	2,567	44.32
英田	1,327	1,382	2,709	473	617	1,090	40.23
合計	13,252	4,332	27,604	4,695	6,350	11,045	40.01

人口減少下での高齢化率の上昇 原因 若者がいない

2016年3月1日(人口 28,980人・65歳以上人口 11,075人 高齢化率 38.2%)との比較では、65歳以上人口が30人減少しているのに、高齢化率は、1.81%の増加です。

この4年間で、勝田地域では、65歳以上の人口は35人減少していますが、高齢化率は0.81%増加しています。人口が137人減少しているためです。

大原地域では、65歳以上の人口は7人増え、高齢化率は2.62%の増加です。人口252人減少したためです。

東栗倉地域では、65歳以上の人口は12人増え、高齢化率は0.8%の増加です。人口が90人減少しています。

美作地域では、65歳以上の人口は16人減少しています、高齢化率は2.77%増加です。人口は、294人減少です。

作東地域では、65歳以上の人口は14人増え、高齢化率は1.48%減少しています。人口は、460人の減少です。

英田地域では、65歳以上の人口は29人減少し、高齢化率は2.47%増加しています。人口は、143人減少しています。

人口の少ない集落では65歳以上の方がお亡くなりになれば、高齢化率が大きく下がります。

高齢化は長生きをする方が増えている事を表しているのですから喜ばしいことですが、合わせて、一人暮らしになる人も増えてきます。福祉環境の充実が高齢化社会には不可欠です。とりわけ、40%を超えた超高齢者社会となった美作市、徹底的に福祉が充実した自治体になれば、住民から存在が問われる行政になるでしょう。

集落が消滅する危機がある。と言われる高齢化率70%以上の集落(大字)が6か所あります。これは、いわゆる限界集落を超えた人口減少と相まって、地域をどう存続させていくのかという、行政が真正面から対応すべき問題です。

地域おこし協力隊の隊員をこの集落に派遣する。例えば、楮集落(勝田)は、かつて、笥の産地として有名でしたが、獣害と住民の高齢化で、生産を放棄したという話があります。この地域の産業の復活を試みる取り組みを市の助成により、協力隊の隊員に取り組んでもらう等、地域の資源を活用した復興に取り組む必要がある、と考えます。これが軌道に乗ると、都会から田舎に帰る展望も開ける可能性があります。

大字名	総人口	65歳以上人口	高齢化率%
楮(勝田)	12	11	91.60
南海(作東)	30	23	76.67
東谷上(勝田)	65	49	75.38
杉原(勝田)	24	18	75.00
右手(勝田)	186	136	73.12
鈴家(作東)	28	20	71.43
横尾(英田)	12	8	66.66
真殿(勝田)	117	76	64.96
田淵(作東)	87	56	64.37
宮原(作東)	106	68	64.15
松脇(作東)	34	21	61.76
蓮華寺(作東)	48	29	60.42
五名(作東)	226	134	59.29
殿所(美作)	54	32	59.26
大聖寺(作東)	39	23	58.97
小ノ谷(作東)	80	47	58.75
野原(東栗倉)	19	11	57.89
和田(美作)	70	40	57.14
中川(英田)	156	89	57.05
国貞(作東)	81	46	56.79

上の一覧表は、2019年4月1日現在の市内で高齢化率上位20集落を表しています。

これで分かることは、勝田地域の杉原集落を除いて、いわゆる周辺部といわれる地域で少子高齢化が進行していると同時に過疎化が激しくなっているのです。

限界集落とは

過疎などによって、65歳以上の高齢者の割合が50パーセントを超えるようになった集落。家を継ぐ若者が流出して、冠婚葬祭や農作業における互助など、社会的な共同作業が困難になった共同体(集落)

2019年4月1日現在の大字の高齢化状況です。シツクで表記は、限界集落といわれる高齢化率50%以上を表しています。38集落になりました。

勝田地域	高齢化率	川上	49.57	岩辺	56.67	則平	54.38	平福	35.77
楮	91.60	川戸	49.30	鷺巣	55.86	和田	57.14	檜原上	35.48
東谷上	75.38	宮本	48.28	万善	55.56	奥大谷	52.94	北坂	35.29
杉原	75.00	下町	48.10	豆田	53.16	大原	52.00	湯郷	34.01
右手	73.12	田井	47.37	小房	53.16	林野	51.09	入田	32.37
真殿	64.96	西町	44.32	榎原	52.94	三倉田	50.00	檜原下	30.57
久賀	56.62	滝	44.08	大内谷	50.00	猪臥	49.49	稻穂	29.41
長谷内	46.48	栗野	43.86	柿ヶ原	50.00	海田	49.32	檜原中	28.87
矢田	46.38	野形	43.66	田原	49.93	平田	49.11	明見	24.21
東谷下	46.15	笹岡	42.86	小野	49.41	金原	48.98	豊国原	24.16
梶並	45.98	中町東	42.13	瀬戸	49.06	友野	48.65	大井が丘	21.41
河内	45.00	沢田	42.07	豊野	47.22	田殿	46.86	北山	19.97
余野	44.22	立石	41.57	鯨	45.16	長内	46.67	英田地域	
大町	44.12	古町	39.41	白水	45.05	上相	46.48	横尾	66.66
馬形	39.87	桂坪	37.50	角南	44.90	下大谷	45.95	中川	57.05
宗掛	39.34	小原田	37.50	藤生	44.09	海内	45.56	北	51.57
真加部	32.13	赤田	35.90	土居	42.87	北原	44.53	中河内	49.23
小畑	32.00	中町	33.33	原	42.22	朽木	44.30	南	48.64
東栗倉地域		壬生	33.33	竹田	42.16	巨勢	42.34	下山	48.61
野原	57.89	作東地域		粟井中	42.09	柴町	42.27	三保原	47.27
東青野	47.41	南海	76.67	江見吉田	41.18	位田	42.26	上山	45.45
東吉田	44.89	鈴家	71.43	山手	41.13	下香山	42.15	滝宮	45.45
後山	43.99	田測	64.37	上福原	40.63	青木	41.94	真神	45.07
中谷	40.53	宮原	64.15	江見	37.69	吉	40.35	井口	42.74
大田	37.83	松脇	61.76	川北	37.09	安藤	40.00	尾谷	41.94
川東	36.36	蓮華寺	60.42	山城	33.08	山外野	39.81	鳥湖	40.54
大原地域		五名	59.29	芦河内	30.77	岩見田	39.81	奥	40.15
今岡	56.30	大聖寺	58.97	日指	27.36	山口	39.31	城田	38.29
江ノ原	52.80	小ノ谷	58.75	美作地域		中山	37.34	英田青野	31.85
下庄町	50.97	国貞	56.79	殿所	59.26	中尾	36.27	福本	28.26

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 991

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

誰もが、住んでいて良かった、と言える美作市の実現を目指し

6月定例市議会は、5月28日から6月25日まで29日間、開催されます。日本共産党の倉地重夫議員は、1.高齢者福祉に関する要望について・ 2.認知症の早期発見と予防について・ 3.子育て支援について・ 4.自治会等役員の高齢化問題についての4項目の質問事項を通告しています。

質問項目と質問要旨について掲載します。

1. 高齢者福祉に関する要望について

在宅介護者に対する24時間の定期巡回随時対応サービスに取り組まれない。

質問の要旨

市内に介護を必要とする認定者の数は924人、そのうち居宅サービスの受給者数は456人と約50パーセントの人が入所できず、在宅で介護を受けている状況である。被介護者等の対応について24時間の定期巡回随時対応サービスが必要ではないのか。

2. 認知症の早期発見と予防について

認知症の早期発見と予防のためのスクリーニング検査を受けるよう推奨すること、そのための助成制度の創設を図ること。本人及び家族及び行政の負担軽減が必要である。

質問の要旨

認知症の早期発見と予防のため、血液検査により早い段階での対応により、認知症の進行を遅らせることができるとされています。

3. 子育て支援について

子育て支援の立場から、給食費の無償化、高校卒業までの医療費も無償化に取り組んでほしい。

質問の要旨

この項目を取り上げるのは2回目であるが、近隣の市町村に先駆けて、美作市で先進的に取り組んでほしい。

4. 自治会等役員の高齢化問題について

市内の集落に対しアダプト事業(河川の美化)等いろいろと委託しているが、集落の役員は高齢化等により地域に困難な状況が生まれつつあるがこれらの対応について。

質問の要旨

10世帯未満の集落等で役員の引き受け手は可能な人が限られ、一度受けると、毎回同じ人が受けなければならない10年以上も継続するなどの事態が起きてきている。事態の改善のための方法等の指導に取り組む必要がある。

子どもの体力向上に重要な役割果たす学校給食(バランスの良い食事)

中学女子の体力岡山県で最下位

2018年4月から7月の間に実施された「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」の結果が発表されています。

この調査は、小学校は5年生、中学校は2年生を対象に実施されました。県教育委員会が作成した資料から

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
全国平均体力合計点	54.21	55.90	47.32	50.61
岡山県	54.97	55.98	43.16	51.57
美作市	54.35	55.92	42.34	48.05

小学校の部は23市町村が参加しています。男子の順位は12位でした。女子の順位は13位でした。どちらも全国平均よりは良い結果となっていますが、県平均からはやや劣っているという結果です。

中学校の部は、18市町村(県立含む)が参加しています。男子の順位は13位でした。女子の順位は18位でした。どちらも全国平均と県平均よりも低い結果で、女子は最下位です。

子どもの体力向上に重要な役割を果たす学校給食
学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事の提供により健康の保持増進を図ると共に、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い望ましい食習慣を養うことや、学校生活を豊かにし明るい社交性及び協同の精神を養うことなど、大切な役割を果たすとともに、子どもの体力向上には不可欠です。

美作市では食育を重視した取り組みが必要です。参考に学校給食法を右に掲載しました。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

集落の状況を冷静に見て、将来に希望の持てる取り組みを進めよう

倉地重夫議員が、6月議会で一般質問を予定している「10軒未満の集落等で、役員の引き受け手が限られ10年以上も継続せざるを得ない、この問題の解決への行政の取り組みを質すことにしています。この問題の背景を調査しました。

10世帯以下の小集落 267 (36.4%)

美作市内には734の小集落(分区等)があります。(2019年4月1日現在美作市人口集計表より)

右の表で示しますが、集落の人口が50人未満は26集落(小集落を含む)、高齢化率が50%超えは10集落です。

10世帯以下の小集落の数は267(36.4%)となっており、その内構成世帯が1世帯のみ(本来は集落とは呼べない状況)になっている小集落数は12です。

美作市は、平成17年に合併した早い段階から著しい人口減少(3万4千人から2万8千人へ)・高齢化(33.7%から40.1%)が進んできています。

維持・存続が困難になる集落が多数発生する恐れ

とりわけ、周辺地域といわれる、過疎地域等の条件不利地域においては、早くから地域コミュニティの弱体化や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、地域固有の文化の消滅などが問題となっています。

市の人口動態からは、維持・存続が困難になる集落が多数発生する恐れがあると言わねばなりません。

市は、独立した専門部署を設置し対応を

超高齢化社会を迎えている現状で、その進行がより顕著な過疎地域等において、集落の消滅を避けるためにも、市民の命・暮らし・安全を守る責務のある市行政として、地域社会の維持・形成の仕組みづくりや社会的なサービスの提供方策等を検討し、多面的・公益的機能を有する集落の維持・活性化を図っていくことは不可避の責務です。独立した専門部署を設置し、対応することが早急に求められています。

地域を守る主役は地域住民

自分たちが暮らしている集落の現状を客観的に見ておく必要があります。国土交通省の国土庁がチェックシートを作成しています。該当すれば□にチェックを
チェック数の合計が5以下は良好で不安は少ない。
15以上は将来、集落が消滅する危険性があります。
集落の人材

1. 集落の人口が減少している	
2. 後継者の不足など、将来の不安が増している	
3. リーダーとなる人材が減少している	
4. 支援してくれる組織や人材との繋がりが広がらない	
チェックの合計数	

集落の生活利便性

1. 役所等公的サービスを受けるのが不便になっている	
2. 病院等へ通うのが不便になってきている	
3. 日用品・日常品の買い物が不便になってきている	
4. 外出の手段(公共交通)が不便になっている	
チェックの合計数	

住所名	人口	65歳以上	高齢化率%
金原(美作)	49	24	48.98
蓮華寺(作東)	48	29	60.42
城田(英田)	47	18	38.29
笹岡(大原)	42	18	42.86
河内(勝田)	41	19	46.34
大聖寺(作東)	39	23	58.97
太田(東栗倉)	37	14	37.83
友野(美作)	37	18	48.65
下大谷(美作)	37	17	45.95
南(英田)	37	18	48.64
鳥淵(英田)	37	15	40.54
松脇(作東)	34	21	61.76
北坂(美作)	34	12	35.29
稲穂(美作)	34	10	29.41
滝宮(英田)	33	15	45.45
青木(美作)	31	13	41.94
大内谷(作東)	30	15	50.00
小原田(大原)	28	10	37.50
鈴家(作東)	28	20	71.43
小畑(勝田)	25	8	32.00
杉原(勝田)	24	18	75.00
野原(東栗倉)	19	11	57.89
奥大谷(美作)	17	9	52.94
芦河内(作東)	13	4	30.77
楮(勝田)	12	11	91.60
横尾(英田)	12	8	66.67

集落の生業

1. 農林業等地域の中心産業の継続が困難になっている	
2. 集落の周辺で、若者の働き場が減っている	
3. 高齢者や女性が参加する特産品づくりが広がらない	
4. 地域資源を生かした地域外との交流が広がらない	
チェックの合計数	

集落の環境

1. 空き家が増加している	
2. 耕作放棄地や荒れた山林が増加している	
3. 集落の景観が悪化している	
4. 自然災害の被害を受ける危険性が拡大している	
チェックの合計数	

集落のつながり

1. 住民が集まって話し合う機会が減少している	
2. 道路・水路等共同で利用・管理が難しくなっている	
3. 祭りや冠婚葬祭は、協力では出来なくなっている	
4. 将来への希望が薄れ、閉塞感が広がっている	
チェックの合計数	

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 992

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

2019年6月定例市議会 一般質問 6月3日から16議員が質問通告

今回、一般質問を通告したのは16名の議員です。
質問の項目数は延べ53項目、質問の骨子(具体的な内容)の延べ件数は96件となっています。

質問の通告順に氏名・項目・骨子を掲載します。(敬称略)

中山 忠明

1. スポーツライミング

① 2020年東京オリンピック正式種目公認競技場建設について

「ボルタリング」「リード」「スピード」スケートボード

2. 美作市内における人口増加をどうしていくのか

① 美作市内における人口増加をどうしていくのか

3. 林野公民館はいつから着手するのか

① 林野公民館建設がどこまで進んでいるのか

4. 民家の解体整備について

① 危険家屋を解体するには、どのような手続きをしなければならぬのか

5. ポンプの訓練は

① ポンプの訓練はいつ、誰が、どこで行うのか

岡野 鉄舟

1. 大阪滋慶学園の看護学校建設にかかわる施設整備補助金(1.5億円)及び当学校の直近の状況について

① 平成28年6月22日の岡山県との協議について

② 平成28年8月4日の岡山県との協議について

③ 平成28年10月5日の岡山県へ補助金の再要望について

④ 施設整備補助金(1.5億円)を控除しなかった理由

⑤ 補助金交付事務の裁量権の濫用または逸脱があったのではないのか

⑥ 日本語学科の開設状況如何

① 学科ごとの生徒数、次の状況を尋ねる

2. クアガーデン武蔵の里跡地の新大原保育園(仮称)の建設と武蔵の里の振興について

① 平成28年6月議会市長答弁について

② 設計・管理委託契約のプロポーザルの結果はどうなっているのか

③ 建設場所について、保護者会(保護者)にどのような「思い」があると思うのか

④ 今後、武蔵の里の振興をどのように図っていくのか

3. 随意契約について

① 平成29年度及び平成30年度の締結状況

② 平成30年度第2次定期監査指摘について

4. 美作クリーンセンターに関する契約について

① 建設時に提案された、20年間の維持管理費数値(第7号様式表-1及び表-2)が情報公開されない理由

② 美作クリーンセンター長期包括運営業務委託契約について

5. 人口動態とこれに関連するデータ、施策の見直しについて

① 2018年人口動態報告(総務省発表)について

② 美作市人口ビジョン(平成27年8月作成)について

日笠 一成

1. 作東中央公民館の建て替え計画の取り組み状況について

① 予算計上状況と、検討・実施体制について

2. 農林・水産業、観光業、旅行業等の活性化対策について

① 農林・水産業、観光業、旅行業等のマッチングによる地域の活性化対策について

萬代 師一

1. 内水対策について

① 排水用可搬式ポンプの運転操作

② 本格的な内水対策の取り組みについて

2. 市内416か所ある「ため池」の管理について

① 防災重点ため池の選定基準の見直しについて(改正点と本市への影響は)

② 防災重点ため池の改修等整備事業について(補助対象事業内容、補助率、受益者負担割合、整備計画、総事業費の概算値)

③ 新たに成立した「ため池管理法」について

(特定農業用ため池とは、防災重点ため池との相違点及び本市への影響は)

3. 美作市スポーツ医療看護専門学校について

① 開校以来の各学科の学生数及び教職員等の体制について

② 愛の村パーク及び学生マンションの学生利用可能な最大人数と現在の利用人数

③ 日本語学科の募集について

④ 今後の美作市の取り組みについて

尾高 誉久

1. 美作市公民館の設置、管理及び運営の在り方及びその他の施設について

① 「美作市公民館の設置・管理及び運営の在り方について」の答申がなされました。この答申により、公民館活動の推進体制が整備され、公民館が地域の拠点として機能を十分に発揮し、生涯学習を推進するほか、公民館と同様に生涯学習の場を提供している施設とも部署の垣根を越えて、横断的かつ有機的に連携・活用し本市の生涯学習活動がさらに進むことを期待し質問いたします

2. (仮称)中国縦貫道美作駅について

① 二次交通の結節点としての(仮称)中国縦貫道美作駅の現在と今後について

安藤 功

1. 保育料無償化に伴う対策について

① 改正「子ども・子育て支援法」が成立したが、それに対する美作市の備えについて

2. 美作市の地方創生と少子化及び人口減少対策・空き家対策について

① 美作市の出生率がどのようになっているのか・移住定住者の推移がどのようになっているのか・空き家率の推移がどのようになっているのか・それぞれについての今後の対策は

<p>安藤 功 (表面より続く)</p> <p>3. <u>美作岡山道について</u></p> <p>① 吉井IC〜瀬戸ICが開通したが、残りの未工事部分については今後どうなるのか</p> <p>② 北部延伸に関して、鳥取県、智頭町等との協議は今後進めていかれるのか</p> <p>4. <u>美作市スポーツ施設について</u></p> <p>① スポーツ合宿の受け入れ体制について</p> <p>② 既存の施設で足りているのか</p>	<p>内海 健次</p> <p>1. <u>幼児教育、保育の無償化法実施に向けて</u></p> <p>① 新しい経済政策パッケージである子育て世帯の支援が狙いの幼児教育、保育の無償化法について</p> <p>2. <u>市内にドックランを設置することを提言します</u></p>
<p>山本 雅彦</p> <p>1. <u>汚水処理施設について</u></p> <p>① 用途廃止後の公共施設の処理場について、市としての考え方及びその現状について</p> <p>② 民間の処理施設について用途廃止後市として、どのように考えているのか</p> <p>2. <u>ゴミステーション及びごみ袋について</u></p> <p>① ゴミステーションの修繕について</p> <p>② ゴミ袋のサイズの変更について検討は出来ないか</p> <p>3. <u>市バス・スクールバスの停留所について</u></p> <p>① 各地域における市営バスの運行・停留所について</p> <p>② 各地域におけるスクールバスの運行・停留所について</p> <p>4. <u>高速夜行バスについて</u></p> <p>① 以前、美作ICと大原ICでの乗車を提案しているが、その進捗状況について</p> <p>5. <u>火葬場について</u></p> <p>① 現状と利用状況及び今後の計画について</p> <p>② レインボーホールの利用について</p> <p>6. <u>市役所での窓口対応について</u></p> <p>① 今後増加が予想される外国人への窓口対応について、翻訳機を導入してはどうか</p>	<p>岩崎 清治</p> <p>1. <u>財政運営と2019年度当初予算について</u></p> <p>① 財政の総点検と当初予算の差異は</p> <p>② 繰入金が増加しているが財政不足の理由は</p> <p>③ 来年度以降の財政運営は</p>
<p>山本 重行</p> <p>1. <u>美作市立火葬場の状況と今後の取り組みについて</u></p> <p>① 市内の火葬場の状況はどのようになっているのか</p> <p>② 火葬場の利用状況はどのようになっているのか</p> <p>③ 近年の火葬場の修理費の状況について</p> <p>④ 今後の市内の火葬場の方向性について</p> <p>2. <u>美作市の新庁舎について</u></p> <p>① 新庁舎についての取り組みの経過と状況について</p> <p>② 新庁舎に関するアンケートと議会議決と市長の姿勢について</p> <p>3. <u>美作市の学校誘致施策について</u></p> <p>① 美作スポーツ医療専門学校各科の今年度入学者と在籍者について</p> <p>② 高等学校美作キャンパスの学生の状況について</p> <p>③ 愛の村の学生の宿泊者について</p> <p>④ 学校誘致施策を再考すべきでは</p>	<p>岩江 正行</p> <p>1. <u>美作市の農林業の未来と展望について</u></p> <p>① 荒廃した農地、山林の再生に向けた取り組みについて</p> <p>2. <u>愛の村パーク・武蔵の里、指定管理業務委託について</u></p> <p>① 愛の村パーク・武蔵の里、指定管理業務委託の検証と将来に向けての展望について尋ねる</p> <p>3. <u>自然災害に強い町づくりについて</u></p> <p>① 2003年12月10日政府の地震調査委員会は山崎活断層帯で今後30年以内にマグネチュード7.3程度の地震が発生する確率を最大で0.8と発表、震災対策について尋ねる</p> <p>4. <u>公共交通市民サービスについて</u></p> <p>① 交通安全と高齢者の自動車運転免許証返納について</p> <p>② 子育て支援、通学バス、市民負担の軽減と若者定住について</p> <p>③ 腎臓疾患による透析治療通院の交通費の軽減について</p>
<p>倉地 重夫 (質問要旨は前号991号に掲載しています)</p> <p>1. <u>高齢者福祉に関する要望について</u></p> <p>2. <u>認知症の早期発見と予防について</u></p> <p>3. <u>子育て支援について</u></p> <p>4. <u>自治会等役員の高齢化問題について</u></p>	<p>重平 直樹</p> <p>1. <u>公用車について</u></p> <p>① 管理はどのようにされているか</p> <p>② 始業前のチェックはどのようにされているか</p> <p>2. <u>メガソーラーについて</u></p> <p>① ソーラー発電事業における環境保全について</p>
	<p>青山 慶</p> <p>1. <u>市営施設の決済方法について</u></p> <p>① 現金以外の決済方法の導入は考えているか</p> <p>2. <u>美作岡山道沿線の自治体による広域連携について</u></p> <p>① 美作岡山道沿線の自治体による広域連携を考えているか</p>
	<p>和田 広宣</p> <p>1. <u>子育て世代の支援について</u></p> <p>① 不妊治療費・不育治療費の助成について</p> <p>2. <u>高齢者の見守りについて</u></p> <p>① 現行の緊急通報装置の設置状況と周知内容について</p> <p>② LPWA(通信)の概要と進行状況・今後のIoT機器を利用した高齢者見守りサービスの内容と展望</p>
	<p>金谷 のり子</p> <p>1. <u>風疹について</u></p> <p>① 職場感染が多い田舎、市民の認識と対策について</p> <p>2. <u>美作市地域福祉計画 第2期について</u></p>

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 993

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

全ての市民に公平な市政運営を求め 議会で頑張ります

6月定例会市議会に上程された議案

特別支援学校調査研究特別委員会委員長中間報告について
議会改革特別委員会委員長中間報告について

議案の訂正請求書 議案 第45号 美作市障害者地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正する条例についてを訂正する件 (裏面に議案の訂正請求書を掲載)

報告 第2号 平成30年度美作市一般会計繰越し明許費繰越し計算書

議案 第46号 小型除雪車購入契約の締結について

議案 第47号 高規格救急車自動車購入契約の締結について

議案 第48号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増減及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更に

て
議案 第49号 美作市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案 第50号 美作市事業用発電パネル税条例の制定について

議案 第51号 美作市森林環境基金条例の制定について

議案 第52号 美作市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案 第53号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案 第54号 作東バレンタインのホテルの設置及び管理運営に関する条例および大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案 第55号 令和元年度美作市一般会計補正予算「第2号」

倉地重夫議員の「議案 第50号 美作市事業用発電パネル税条例の制定について」に対する見解

発電事業用パネル課税条例について十分な審議時間を確保し、市民の意見もしっかり聞く必要がある

1. 固定資産税として課税をしていけば、2重課税になる、課税できるのか?

2. 対象事業者を発電出力10kW以上とする点については、市民が共同で投資し脱炭素を目指して、自然エネルギーの活用として太陽光発電に取り組む、いわゆる地産地消の取り組みや農業者が農地にソーラーパネルを設置した取り組み等があるが、発電出力10kW以上の場合には、こうした地産地消の取り組みへのブレーキ・足かせになる可能性がある、メガソーラー事業者に限定すべきではないのか。

3. 企業による寄付金を税の控除対象とする場合、公益的な効果が必要であり、地域との円滑な関係という理由はいわゆる協力的な性格のものといわねばなりません。これに正当性があるのか疑問があります。また、控除するという事になれば寄付金を受けている地域の領収書が必要となり、寄付金額の公表となります。すなわち、受領している地域には所得として課税される可能性が生じます。寄付金を受領する地域側の迷惑になる可能性があります。

なお、全国各地の自治体では法定外目的税の設置を模索していますが、総務省の了解が得られないケースがかなりある。と報告されています。

5月28日付の日経XTACHの報道によると、年間9,000万円の税収を見込んでいる。とされていますが、市民本位の立場から、十分な審議時間を確保し、市民の意見もしっかり聞く必要があります。

美作市、全国初、太陽光発電事業者(10kW以上)に法定外目的税「事業用発電パネル税」課税の条例を提案

提案されている「美作市事業用発電パネル税条例」の概要を説明します。

1. 課税の根拠=防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため(2020年~2030年)
2. 課税の対象者=10kW以上の出力の発電用パネル設置者
3. 課税額=課税は1㎡当たり50円
4. 課税の控除= 税額の控除として、納税義務者が地域住民等に対し、当該地域住民等と円滑な関係を維持するため、発電事業に関し寄付金を支出したのものについては、当該年度分の事業用発電パネル税の税額から、前年度中に支出された寄付金の合計額を控除することができる。控除の限度として、当該税額の100分の20

参考 全国の市町村で制定されている法定外目的税
遊漁税 富士河口湖町(山梨県)・環境未来税 北九州市(福岡県)・使用済核燃料税 柏崎市(新潟県)、玄海町(佐賀県)・環境協力税等 伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)・開発事業等緑化負担税 箕面市(大阪府)・宿泊税 京都市(京都府)、金沢市(石川県)

太陽光発電は固定資産税の課税対象?

太陽光発電の設備は、出力が10kW未満の住宅用と10kW以上の産業用に分けられます。この場合、10kW未満の住宅用設備であれば、営利目的ではなく、個人での使用が目的の資産とみなされるため、基本的には非課税です。

この10kWという電力は、面積8000平方メートル以上の土地に、40~50枚の太陽光パネルを設置したときの電力が目安になります。このことから、家庭用の屋根にこれだけのパネルを設置できるケースは稀でしょう。ほとんどの一般住宅では、10kW未満の電力です。

一方、産業用設備の場合には、出力レベルによらず、課税対象になります。例えば、店舗兼住宅として店を営んだり、個人所有の賃貸住宅で、太陽光発電の設備を設置した場合は、産業用の扱いです。このとき、売電方法によらず事業用資産としてみなされるため、全量売電、余剰売電など、いずれの場合であっても、課税対象になります。

仮に、賃貸住宅にて住人がすべての電力を利用していたとしても、不動産賃貸事業の一部という認識になります。

また、住宅用設備であっても、出力が10kW以上の設備の場合には、産業用とみなされ、課税対象になります。

なんでも賛成議会という、行政サイドが議会を軽視した結果の議案訂正

萩原市長から5月23日岡本議長あてに議案訂正請求書が提出された。

議案訂正請求書

件名 議案第45号美作市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
4月23日提出した上記議案を、次の理由の通り訂正したいので、美作市議会会議規則第19条の規定により請求します。

理由 施設移転について、さらに準備期間が必要であるため、附則中の施行日を、「平成31年6月1日」から「令和元年7月1日」に訂正するものです。

議案の請求に市が記述しているように、美作市議会会議規則第19条の規定にもとづいて議案の訂正は議会の承認が必要で

す。会議規則第19条では、(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)について、会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しよ

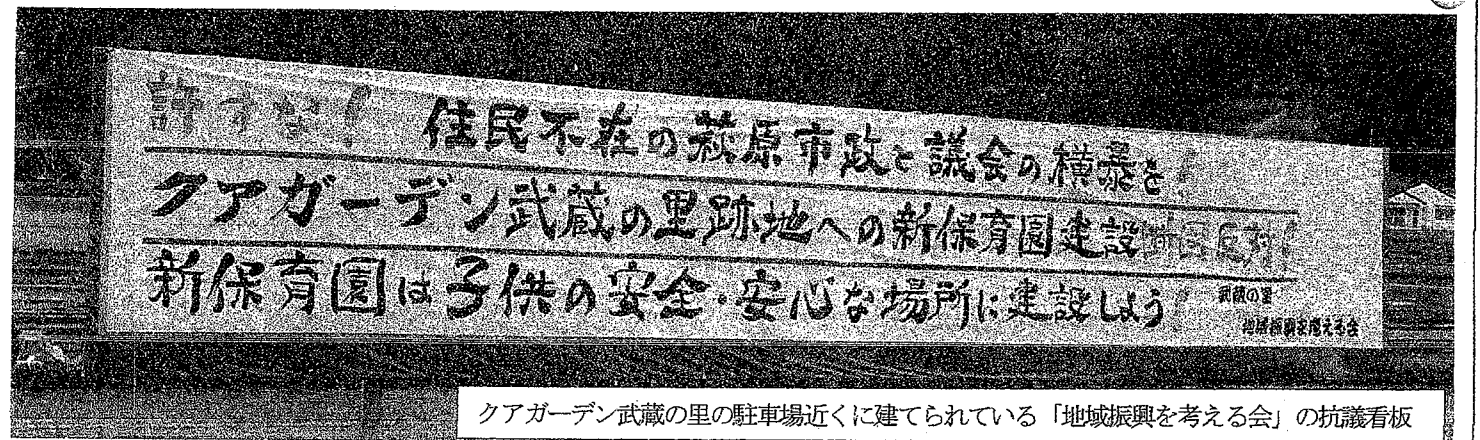
うとするときは、議会の承認を要する。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。(以下略)と定めています。

議会開会の前に、執行部から議案の送付受けの段階では、単なる印刷物で、これまでの時点では議長の裁量によりの議案の撤回又は訂正の対応はされます。

議会が法的に議会として活動能力をもつ状態、つまり、直近では、5月28日(月)の2019年第3回(6月)定例会の招集日、厳密には議長の開会宣言があった時点で、議案として受理することになります。これが原則です。

この条例改正の趣旨は、通いの場及び施設の広さなどの改善が必要という事から、作東総合支所内(美作市江見945番地)にある「美作市障害者地域活動支援センター」を作東長寿センター(美作市江見280番地)「美作市高齢者生活福祉センター」に移転させようというのですが、実態調査等が必要という事になり、4月臨時議会で文教厚生委員会で継続審査となっているものです。



クアガーデン武蔵の里の駐車場近くに建てられている「地域振興を考える会」の抗議看板

予算が承認されている、とし 陳情書握りつぶし

大原保育園建設で、市が提案しているクアガーデン跡地を利用し建設する案に対し、地元住民242名が署名した「他(直地があるのでは)との地元要望を、「大原保育園をクアガーデン跡地に建設のための設計の予算が、陳情書の提出される前に議会で可決されているため」として、

議事に陳情書を提示することなく、そのため、審議されることもなく、実質上不採択としたことに対し、抗議の意思を表明しています。

日本共産党の倉地重夫議員は、この保育園建設設計の事業費が含まれている予算の採決に対し、「市民の声が反映されていない」として、反対しました。

私的所有権が侵害される問題のある 森林経営管理法を推進する財源 森林環境譲与税

平成31年度より国から「(仮称)森林環境譲与税」15年間譲与されます。用途としては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないことから、「(仮称)森林環境譲与税」の有効活用するため、基金として積み立て、必要に応じて利用する「美作市森林環境基金条例」の制定が上程されました。その主な内容は、

- 1 設置・木材利用の促進、普及啓発、森林整備等(以下「森林環境事業」という。)に要する資金に充てるため、美作市森林環境基金(以下「基金」という。)を設置する
- 2 積立て・基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める
- 3 管理・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する
 - ・基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる

- 5 繰替運用・市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる
 - 6 処分・基金は、森林環境事業に要する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる
 - 7 委任・この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める
 - 8 その他・この条例は、平成31年4月1日から施行
- 森林環境譲与税の財源は、1世帯当たり年間1,000円(震災復興の財源として作られた復興特別税に代わり)を森林環境税として、徴収し、いわゆる荒廃した森林への対策に対応するというものです。この課税根拠は、森林経営管理法です。この法律は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を目的としています。事業計画を作り指導しても、所有者の私有林管理が悪ければ、市が所有権を持つことになるという、極めて問題がある法律です。

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 994

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

24時間体制の定期巡回・随時対応サービスで在宅介護への支援を

6月定例会市議会での日本共産党の倉地重夫議員が行った一般質問と答弁の要旨を掲載します。

昨年(2018)の12月17日に2019年度当初予算に対し73項目の要望書を提出、高齢者福祉に関し7項目を要望しています。

老々介護や認々介護など在宅介護者の負担が増大し、全国で介護に関し殺人事件など悲惨な報道がされています。

この介護負担の軽減のために、「在宅介護者に24時間の定期巡回・随時対応サービスに取り組まれない」と質問しました。

質問

警視庁の犯罪統計によれば、07年から14年までの8年間で家族により介護・看護疲れを動機として検挙された殺人事件は356件、自殺関与は15件、また殺人ではないが内閣府の自殺統計によれば、07年から15年の9年間に「介護・看護疲れ」を動機とした自殺者数は2,515人、そのうち年齢が60歳以上の者は1,506人で全体の6割を占めています。統計が取られるようになってまだ10年も経過していませんが、この間「介護・看病疲れ」による死亡がこれ程多く発生していることには驚かされます。

殺人事件にみられる明らかな特徴の一つは、被害者は女性が多く加害者は男性が多い点です。近年、男性介護者の数が増えているとはいえ、介護全体でいえば未だまだ女性の担い手が多いことには変わりません。この状況を考えると、男性は女性に比べ同居家族の介護や看護に困難を抱えやすく、行き詰まり易いことが推測されます。

その他、加害者自身が障害を抱えていたり、体調不良であったりする状況が3割の事例で確認されています。これは被介護者のみならず介護者を対象とした支援が必要だった刃がかなり含まれているのではないかと、思われます。

事件発生の予防に向けて介護殺人を防ぐためには、まず介護者が被介護者の殺人を決意するまでにどのようなプロセスを経たのか、ここに事件についての丁寧な分析を行う必要があります。介護者は具体的にどのようなことに困難を抱えていたのか、何が事件のきっかけとなったのか、事件の回避に向け誰かが介入することは出来なかったのか等を調べ、そこから得られた知見を現状の支援内容の改善につなげる事が重要です。加えて、過去に生じた事件発生のパターンや介入の可能性について量的な分析を行っていくことも必要です。介護殺人の加害者が警察や検察で事件の動機を問われた時語る内容は、大きく分けて二つあります。それは「介護疲れ」と「将来に悲観」です。

「介護疲れ」に関しては、介護者が追い詰められていく状況にどこかで歯止めをかけねばなりません。介護サービス充実が切実な課題です。認知症などで被介護者から目が離せない状況は介護者を疲弊させます。養護老人ホームに入所を申し込みしたが待機させられるなど、使いたい時に介護サービスを使えない状況は早急な改善が必要です。

介護者に過度な負担を押し付けると、結果として破綻を招くこととなります。

その他、介護者も体調不良、あるいは被介護者との関係が良くないなど、客観的に見て介護者に介護を担う力量や志が不足している場合は第三者による介入が不可欠です。

介護者がうつ状態にあるなど、精神的に危機状態にある場合は、速やかにケアマネジャーに連絡したり精神医療に繋いだりしなければなりません。そのためには被介護者のみならず介護者に対しても専門的なアセスメント利用者が何を求めているのかを正しく知ること、そして、それが生活全般の中のどのような状況から生じているのか確認することを行い、介護者の力量をきちんと確認することが重要です。

次に「将来に不安」について、このタイプの介護殺人は必ずしも介護は切迫していた状況にあったわけではなく、ただ「被介護者の将来」そして先の見えない介護を続ける自らの状況などに絶望した介護者が時には周囲に迷惑をかけたくないように配慮し、心中あるいは被介護者の殺害に及ぶという特徴があります。これらを未然防止する上からも、定期的に巡回をし、事件を予防することが必要です。

在宅での家族介護では、老々介護や一家の大黒柱である稼ぎ手が、仕事を辞めて介護に当たり収入が激減するなどの発生など様々な問題を抱えている状況にあるのが現状でしょう。これらの改善のためにも在宅介護者への取り組みを充実していただきたい。

答弁

要介護3以上から、特別養護老人ホームの入所が可能となりますが、質問にある通り、市内で要介護3以上に認定された方全員が施設入所されているわけではなく、在宅での暮らしを選択されている方も多くおられます。しかし、家族の介護負担が大きくなり過ぎないように配慮していくことが重要と考えます。ケアマネジャーは要介護であれば、毎月自宅を訪問し、ご家族の希望や思いも加味しながら、家族の介護疲れについても配慮し、介護保険サービスの活用を上手に助けてくれます。身近なところで介護相談ができるように、美作大原の保健センターと勝田・東粟倉・作東・英田の各総合支所に高齢者の相談窓口として地域ステーションを設置しています。そこには専門職員を配置して、様々な相談を受けております。各地域で介護者の集いを開催し、介護者同士の交流や健康相談、介護知識や技術の研修などを行い、介護する方への支援に取り組んでおります。介護サービスの充実について、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護なども地域密着型サービスは、市町村の介護保険事業計画に計上するのですが、美作市では、定期巡回随時対応型訪問介護・看護と同等の24時間対応の訪問サービスとして、小規模多機能型居宅介護施設が市内に6事業所あります。事業所の廃止・転換などもあり、利用動向を見ながら確保していく必要があるため、現在の第7期計画では、新たな開設は見込んでおりません。第8期の介護保険事業計画に向け、今後検討してまいります。

事業用太陽光発電パネル税条例(案) 議会の意見聴取に 事業者から意見

美作市が6月定例会市議会に5月28日に上程している事業用発電パネル税条例(案)への意見が、事業者から美作市議会の地方税法による要請により、送付されて来ています。

意見を送付してきたのは

からです。

美作市議会は地方税法第731条(法定外目的税の新設変更)第3項(道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。)に基づいて、意見の聴取を行ったものです。

事業者からの意見の要旨

条例案には反対

地方税法を含む既存の法制度との関係、既存の法定外目的税事例との整合性、本条例案の目的・動機において極めて問題があると考えている。よって、条例案には反対意見を表明する。

1. 国税地方税との実質的二重課税状態を創出することになる点で地方税法大733条第1項「国税または他の地方税

と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に該当するものとする。

美作市総合戦略推進会議では、納税義務者の税負担について担税力を考慮する本条例案は、住民(事業者)の負担が著しく過重となる状況を創出することになる。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等に基づき再生可能エネルギーの促進を図るといふ国の経済政策目的、およびかかる目的を達成するための固定価格買い取り制度や環境関連投資促進税制といった各種の国の政策に明らかに反しているため「国の経済政策に照らして適当でないこと」に該当するものとする。

2. 本条例案第1条で課税の根拠を「安全安心な環境の保全を目的とし、防災対策、生活環境対策及び自然環境対策の切削に要する費用に充てるため」としながら本条例案で納税義務者とされる発電事業者が及ぼす防災・生活環境への影響因果関係に対する分析が極めて抽象的かつ限定的であるとともに、将来の不確定事項を根拠に課税を企画するものであり、過去の法定外目的税の事例並びに税制調査会に示している受益者負担の原則から大きく乖離するものである。

さらに美作市総合戦略推進会議の議事録によれば「市民生活環境の維持向上」にかかる税収の使途の例として「福祉の維持向上」「タクシー補助」「人口減少対策」を掲げているが、かかる施策は目的税でなく普通税で賄うべきものであり、発電事業者を受益者あるいは原因者として負担させるべき性質のものではない。

事業用発電パネル税に年間推定売上400億円(売電価格1Kw14円で)の事業者の反対の理由

大規模太陽光発電パネル設置事業者は利益を守るため、課税回避を狙い、自己に都合のよい憲法・法律や各省庁の関係通知などを集め、条例反対の意見を挙げてきています。

美作市に対し、290百万Kw発電予定の事業者

からの意見と質問が出されています

意見の趣旨は、市議会に送付されているものと同様ですので割愛し質問の要点を掲載します。

質問は、総論と各論で構成され、総論は4項、各論は6項35目です。

質問の総論

(1) 本税は地方税法上の法定外目的税にかかる総務大臣の不同意要件に該当すると考えるが、この点貴市としてはどう考えているか?

(2) 本税は、過去の法定外目的税事例との整合性及び「税制調査会基本問題小委員会報告(昭和46年6月)」における「受益者負担的租税の重要性」制から極めて問題があると考えているが貴市としてはどう考えているか?

(3) 本税は地方自治法との関係でも極めて問題があると考えているが、この点貴市としてはどう考えているか?

(4) 本税は、憲法との関係で重大な問題があると考えているが、この点貴市としてはどう考えているか?

各論

(1) 公開文書①「事業用発電パネル税の導入理由」に示されている本税導入の理由について弊社は非論理的だと考えるが、この点貴市としてはどう考えているか?

事業用発電パネル税導入理由の3点に対して

1. 安全安心な環境保全と防災対策及び市民生活環境の維持向上に資する。に対し、事業者＝太陽光発電事業は環境保全に適合している、環境保全目的税は論理矛盾、災害復旧事業費は広く市民に求めるべき。

2. 生存自治体として行政サービスの維持提供に安定財源保が必要。に対し、事業者＝特定の納税者にのみ負担を求めることは失当。

3. 自然環境を利用した事業で自然環境の維持向上に必要な費用の一部負担。に対し、事業者「よそ者は追加の税を払え」との事に他ならず憲法の法の下での平等に違反。

(2) 公開文書②「第1回美作市事業用発電パネル税検討会議」に対する質問 特定の事業者を狙い撃ちか

(3) 公開文書③「(仮称)事業用発電パネル税の導入について(諮問)」に対する質問 弊社はこの税収の79%の負担となる、受益者負担の原則に則っていない

(4) 公開文書④「(仮称)事業用発電パネル税の導入について(具申)」に対する質問 撤去費用は年5,000万円積み立てている。市に負担させない対応をしている。

(5) 公開文書⑤「平成30年度第2回美作市総合戦略推進会議 会議録」に対する質問 市民代表の根拠は、市長がその会社が嫌だと大騒ぎすると大変になると言っているが、弊社を狙い撃ちしていることを認識してのことか

(6) 公開文書⑥「平成31年度第1回美作市総合戦略推進会議 会議録」に対する質問 住民が賛成していない事業だからという事で課税をするのか

かがやき

日本共産党市政活動報告

No. 995

発行責任者 倉地 重夫

編集責任者

介護で 愛する家族を最悪の事態に追いこまないために 市の取り組みは

前号に続き、6月定例会市議会での日本共産党の倉地重夫議員が行った一般質問と答弁の要旨を掲載します。

在宅介護者の24時間対応サービスの取り組みについて
再質問

何より身近なところに対応できる体制を

介護保険事業計画では、基本理念として「全ての高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を目指し、「みんなが支え合い、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくり」の実現のために、地域包括ケアシステムの推進体制として

1. 地域包括支援センターの体制強化
 2. 地域ケア会議の充実
 3. 生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進
- 地域の見守り支え合い体制の整備

など、うたわれていますが、基本的にかぎられた行政職員の中で内容を充実していくには、地域に協力を求めるしかありません。

地区社協、地域の老人クラブ、愛育委員などで福祉会議を構成し、市民の協力を得なければならぬとして、福祉情報を市民と共有していかざるを得ないのが現状です。

近所の実態をよく理解している住民同士の参加を求める形になります。

お互いさまネット事業として見守り会議を集落ごとに開催し、情報を共有して必要な世帯を訪問する、ふれあい訪問等の説明会もなされています。

見守りなどを任せられる市民も高齢で、集落内の対象の家庭訪問活動に支障をきたす状況が起きています。

いずれにしても、資格も権限もない人が個人の家庭のプライバシーにまで介入していかねばならない事態も起きています。これらの問題にどのように対応していかれますかお尋ねします。

また、他人には相談しがたい、老々介護や介護のため離職など経済的困難を抱えている人たち、1回目の質問で指摘した介護疲れ、精神的に追い込まれ悲惨な事件に巻き込まれる前に、どのように対応するのか、これらの事案に関しては専門的に知識と資格を持った人たちが求められると思いますが、その体制作りはどのように考えているのでしょうか。お尋ねします。

介護に取り組む家族への支援として

1. 家族介護慰労記念品支給事業
2. 家族介護支援事業
3. 介護用品の支給
4. 家族介護慰労事業
5. 生活管理指導短期宿泊事業

等が提案されていますが、具体的にどのような取り組みをしているのですか。

保健センターも美作、大原の2カ所だけで、各総合支所に高齢者相談窓口を設置し専門を配置しています。との答弁ですが、計画の中でもふれられています。介護対象者の増加を予測しながら、施設介護から在宅介護へと訪問介護

に切り替えてゆくとの方針があるのではないのか、多様なサービスが提供できるようになるとして、日常を支援事業に移行し、訪問介護事業者に加えNPO民間企業ボランティアなども地域の多様な事業主体によるサービスの充実とされているが、前段で述べたように多くの地域住民に協力を求める結果になるのではないのか。

何より身近なところに対応できる体制が望まれると思うが、愛する家族を最悪の事態に追い込むようなことが当市で発生することもないように、どのように取り組もうとしているのかお尋ねします。

答 弁

地域包括ケアシステムの推進で

国全体の高齢者の増加に伴う制度改正で、介護保険を取り巻く情勢は厳しくなっておりますが、美作市としては昨年度からの第7期介護保険計画で介護保険料を引き下げながら、できるだけ従来の事業を維持して、市民が互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指しております。

議員ご指摘の通り「地域包括ケアシステム」を推進し、介護に取り組むご家族の支援を行っております。

地域包括支援センターと各地域ステーションに保健師・社会福祉士・介護支援専門員の専門職を配置し対応しておりますが、市民の皆様の支え合い活動が大きな力となっております。

しかし、地域の見守りの中で高齢者からの相談やプライバシーの介入などご負担が重い場合もあるかと思えます。

そうしたときは各地域ステーションへのご相談から必要に応じてまして、市の職員が高齢者のご自宅等の訪問を行うなど、相談支援をしてみたいと考えています。

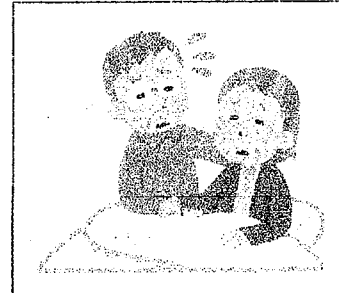
介護疲れで精神的に追い込まれ、悲惨な事件に巻き込まれないよう介護保険ご利用の方は、ケアマネージャーがご本人の計画を立て、ご家族の介護疲れなどにも配慮してまいります。家庭内の重層的な問題に関しましては、ご家族ご本人やご近所の方からのご相談により市の関係課が横断的に関わることにより支援を行っておる事例もございます。

市民・関係団体・行政等が連携した地域包括ケアシステムの活用を進めてまいりたいと考えています。

総 括

いずれにしても、介護での困難を抱えている家庭があれば、地域の人たちと相談しながら、見守っていかねばなりません。

現在、美作市内の多くの地域では高齢化が進んでいるため、協力と相談の体制を構築していくことが必要になっていきます。この体制づくりへのフォローを行政として行っていくことをお願いします。



高齢者死亡事故多発 生活に直接響く、運転免許証 自主返納をどう見る

自動車免許証 99.9%が返納せず

自動車免許証の自主返納が呼びかけられています。警察庁の2017年時点のデータによると

	免許保有者数	自主返納数	返納率 %
65歳以上	17,680,387	327,629	0.02
70歳以上	9,771,844	276,614	0.03
75歳以上	5,129,016	123,913	0.02
80歳以上	2,090,046	75,205	0.04

このデータによれば、「99.9%以上が返納していない」という数字が出ています。80歳以上でさえ、ほんの僅かというのが現実です。

美作市の2019年4月現在の全人口は27,604人です。65歳以上は11,045人で高齢化率は40%となっています。美作市の自動車免許証自主返納者への対応としてタクシー利用の補助があります。

美作市タクシー利用補助事業実施規則によれば、3条 この事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により市の住民基本台帳に記載されている者で、1人でタクシーに乗降できる者又は介助者が同行できる者で、次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 運転免許を保有していない者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 65歳以上の者
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定に基づく要介護認定において、要介護1以上の認定を受けている者
 - ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条の規定による知的障害者更生相談所において軽度以上と判定された知的障害者又は療育手帳の交付を受けている者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条の規定により特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者
 - キ その他市長が特に必要と認める者
- (2) 妊産婦(ただし、母子健康手帳に記載された出産予定日の3月後までの者とする。)
- (3) 岡山県警察が発行する運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けている者

(利用料金)

- 第8条 指定事業者は、利用者によるタクシーの利用1回に係る料金につき、当該料金額の2分の1に相当する額を利用者に請求し、利用者はこれを支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者によるタクシーの利用1回の料金額が6,000円を超える場合には、3,000円と当該料金額から6,000円を控除した額との合計額を利用者に対し請求し、利用者はこれを支払うものとする。

運転免許証の返納(全部又は一部返納)

免許返納という、全てを失うイメージがあるかもしれませんが、実は「一部返納」というものもあります。

高齢などの理由により、自主的に運転免許証の返納を申請することにより運転免許の一部を取消す制度です。

取得した全ての運転免許を返納する場合と、上位免許を返納して下位免許を残す、あるいは下位免許を取得する場合があります。

現在の道路交通法では、普通自動車運転免許を持っていれば、2トン未満の車だけでなく(2トン車以上は準中型免許が必要)、乗る・乗らないにかかわらず原付や小型特殊にも乗ることが可能です。

岡山県交通安全協会の発表、岡山県内で2018年中に起きた交通事故は総件数57,589件で、物損事故は51,687件

人身事故(交通事故総件数57,589件、内物損事故は51,687件)

件数	うち死亡事故			負傷者数
	件数	死者数	内 高齢者	
5,902	67	68	38	6,873

状態別及び若者と高齢者の内訳

	四輪	自二	原付	自転車	歩行者	その他	計
死者	25	8	3	9	22	1	68
若者	3	1	1	0	0	0	5
高齢者	12	0	2	7	17	0	38

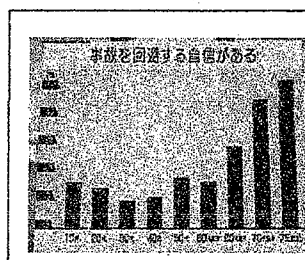
若者とは16歳から64歳まで、高齢者とは65歳以上
美作市の2014年のデータでは、交通事故による死傷者数は全体で107人となっており、65歳以上では35人となっています。64歳以下では72人でこのうち自転車による事故は4人、歩行中の事故は8人でその他によるものは95人となっています。

何時、交通事故の当事者になる危険性

毎日のように高齢者が引き起こした交通事故が報道されていますが、高齢者の交通事故は他人事ではありません。

交通事故はいつ巻き込まれるかわかりませんし、私(編集者)はすでに高齢者になっているので、いつ当事者になるかわからない問題です。

人口減少と移動手段の変化によって、公共交通機関が乏しい私たちが住んでいる過疎の地域では、自家用車が唯一の移動手段だという場合も多く、しかもそういう地域の住人は高齢者が多く、年齢制限で免許を取り上げられてしまうと、日用品の買出し等出来なくなってしまうわけです。



これは、自分の運転テクニックであれば、十分危険を回避できるかどうかということに関して、イエスと回答した人の割合ですが、70歳を超えるとぐんと上がってまして、75歳以上の方では、実に53%に達しているということです。返納しない訳の一つです。

これは、自分の運転テクニックであれば、十分危険を回避できるかどうかということに関して、イエスと回答した人の割合ですが、70歳を超えるとぐんと上がってまして、75歳以上の方では、実に53%に達しているということです。返納しない訳の一つです。